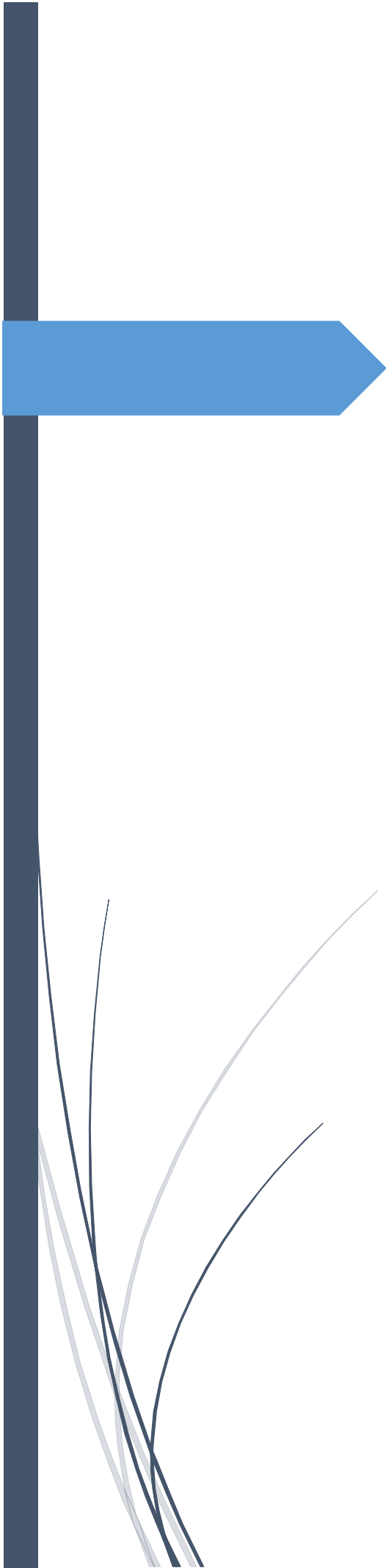




斜里町地域強靱化計画

最悪の事態に備えて

令和2年9月 斜里町

目次

第1章 はじめに	2
1. 計画の策定趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
第2章 地域強靱化の基本的考え方	4
1. 地域強靱化の目標	4
2. 本計画の対象とするリスク	5
① 斜里町の概況	5
② 斜里町における主な自然災害リスク	6
③ 被害想定	6
第3章 脆弱性評価	12
1. 脆弱性評価の考え方	12
2. リスクシナリオ「おきてはならない最悪の事態」の設定	13
3. 評価の実施手順	14
4. 評価結果概要	14
① 人命の保護	14
② 救助・救急活動等の迅速な実施	17
③ 行政機能の確保	19
④ ライフラインの確保	20
⑤ 経済活動の機能維持	22
⑥ 二次災害の抑制	22
⑦ 迅速な復旧復興等	23
第4章 地域強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	24
1. 施策プログラムの策定の考え方	24
2. 施策推進の指標となる目標値の設定	24
3. 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	24
4. 推進事業の設定	25
第5章 地域強靱化のための施策プログラム・推進事業	27
第6章 計画の推進管理	86
1. 計画の推進期間等	86
2. 計画の推進方法	86
施策ごとの推進管理	86
PDCAサイクルによる計画の着実な推進	86
【地域強靱化のための脆弱性評価結果一覧】	88

第1章 はじめに

1. 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかになり、今後想定される首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されるようになった。

また斜里町においても、太平洋沖を震源とする海溝型大規模地震やオホーツク海網走沖地震による津波、標津断層帯による内陸活断層型地震、知床半島に連座する活火山の噴火の他、過去の経験から、豪雨による河川氾濫、暴風雪等の低気圧災害が想定され、これら自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化計画」（以下基本計画という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化の3か年緊急対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、斜里町においても、H28豪雨災害、H30胆振東部地震による大規模停電の教訓を踏まえ、「斜里町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、斜里町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速化していかなければならない。

こうした基本認識のもと、斜里町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「斜里町地域強靱化計画」を策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針になるものと位置づけられている。このため、第6次斜里町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

第6次斜里町総合計画

特定分野別計画

斜里町地域防災計画
公共施設等総合管理計画
その他計画

斜里町地域強靱化計画

国土強靱化基本計画

調和

北海道強靱化計画

第2章 地域強靱化の基本的考え方

1. 地域強靱化の目標

斜里町地域強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町のバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に貢献していくことにあ

る。
また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

斜里町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず、国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、斜里町地域強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

斜里町地域強靱化の目標

- ① 大規模災害から町民の生命・財産と斜里町の社会経済システムを守る。
- ② 斜里町の持続的成長を促進する。
- ③ 町民や町内滞在者の被害を最小化し、迅速な復旧復興を進める。

2. 本計画の対象とするリスク

斜里町地域強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、「北海道強靱化計画」が広範な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標①に掲げる「町民の生命・財産と斜里町の社会経済システムを守る」という観点から、斜里町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、斜里町として対応すべきリスクとする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、斜里町の概況と過去の被害状況、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

① 斜里町の概況

○ 位置及び面積

斜里町は、北海道の北東端に位置し、北緯 43° 44′ ～44° 21′ 、東経 144° 33′ ～145° 22′ の間にある。南東に千島火山帯をもって根室、目梨郡に境し、南は川上 6 号をへて斜里岳に至るまで清里町に、西はトーツル沼、西側 7 線をもって小清水町に隣接し、北は海岸線 100km に及ぶ弓状、三角形をなしている。

面積は、737.13km²で、北海道総面積（83,424.31km²）の 0.88%に相当する。

○ 地勢及び気象

地形は大別して、斜里岳、海別岳山麓からなる台地と斜里川・奥薬別川水系をはさんだ平坦地からなっており、地味は肥沃である。

南部斜里岳山麓台地は、なだらかな山なみで、その西部は斜里側に向かって傾斜し、東部の海別岳山麓は北西に広がる地域で、自然休養村の指定を受けている。

更に北東部は幅 25km、長さ 65km に及ぶ知床半島がオホーツク海に突起し、その中央部を縦走する遠音別岳、羅臼岳、硫黄山等の知床連山は険しい山岳と深い原始林、オホーツク海の荒波に海蝕された断崖が続いている。

気温は、オホーツク海の海流や流水の影響を受けて、年平均気温は 7℃以下であり、冬期間の降雪量はさほど多くはないが、北西の風が強く融雪時期が遅い。又、山岳部の融雪がほぼ終わる 6 月中旬頃まで、本町特有のフェーン現象による南東の強風が台地の火山灰地帯を襲い、種苗期の農作物に被害を与えている。

降水量は、年間 800mm～1,200mm 程度と少ないが、年によって融雪期である 4 月、5 月の降雨と重なって、河川の水位が高くなり、畑地等への冠水被害が生じることがある。

② 斜里町における主な自然災害リスク

斜里町の災害発生は、暴風雨（低気圧、台風等）による被害が最も多く、以下、火災、冷害、雪害がその主なものである。

○ 春の災害

冬期間の積雪が、春先の連続する高温と低気圧、前線の結びつきによって融雪が促進され、いわゆる融雪災害が起こる。

発生する時期は、概ね3月末から5月中旬まで続き、この時期には大雨が降らなくても低気圧が接近し、暖かい南寄りの風が吹き込んで気温上昇を起こし、降雨と合わせて融雪となり、洪水を起こして融雪災害が発生する。

○ 夏の災害

夏季、正常に発達すべき太平洋高気圧の勢力が弱く、あるいは、北日本に北極から南下する寒冷気団が停滞すること、また、北海道の南北に高気圧が停滞することにより前線帯となって、低気圧の来襲が多くなり寡照多雨が続き、低温による冷害の発生が起きる場合がある。

○ 秋の災害

この時期は、低気圧がたびたび本道を通り、台風の最盛期でもある。台風が本道に接近するころには、この勢力が弱まっているのが普通であるが、まれには、その勢力を変えず通過することもある。

このように、台風による風又は台風により前線を刺激して大雨を降らすことによる災害は本町でも数年に一度発生している。

○ 冬の災害

冬季に入ると、オホーツク海付近で低気圧が発達する事があり、その中心気圧は台風並みかそれ以下となる場合もある。

この影響によって降雪はさほど多くなくても、強風による吹雪は、交通、通信障害を発生させる。

雪質の特徴は、密度が小さく乾雪が多いこと、又、寒冷的な気温との関係もあって、積雪が継続し根雪の期間が長いいため春先の融雪増水を生じている。

③ 被害想定

○ 水害

斜里町に関係する河川については、北海道が斜里川水系の斜里川、猿間川について、平成29年3月時点のそれぞれの川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案

して、想定し得る最大規模の降雨である概ね 1000 年に 1 回程度起こる大雨（流域全体に 24 時間総雨量が 448mm）が降ったことにより、これらの川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求め、その情報に基づき平成 29 年 11 月に浸水想定区域を指定している（北海道公報第 2937 号）。

この浸水想定を想定災害として、本計画において災害対策を検討する。この想定によると、本町の中心市街地においても半分以上の地域で 5m 前後の浸水が想定されている。

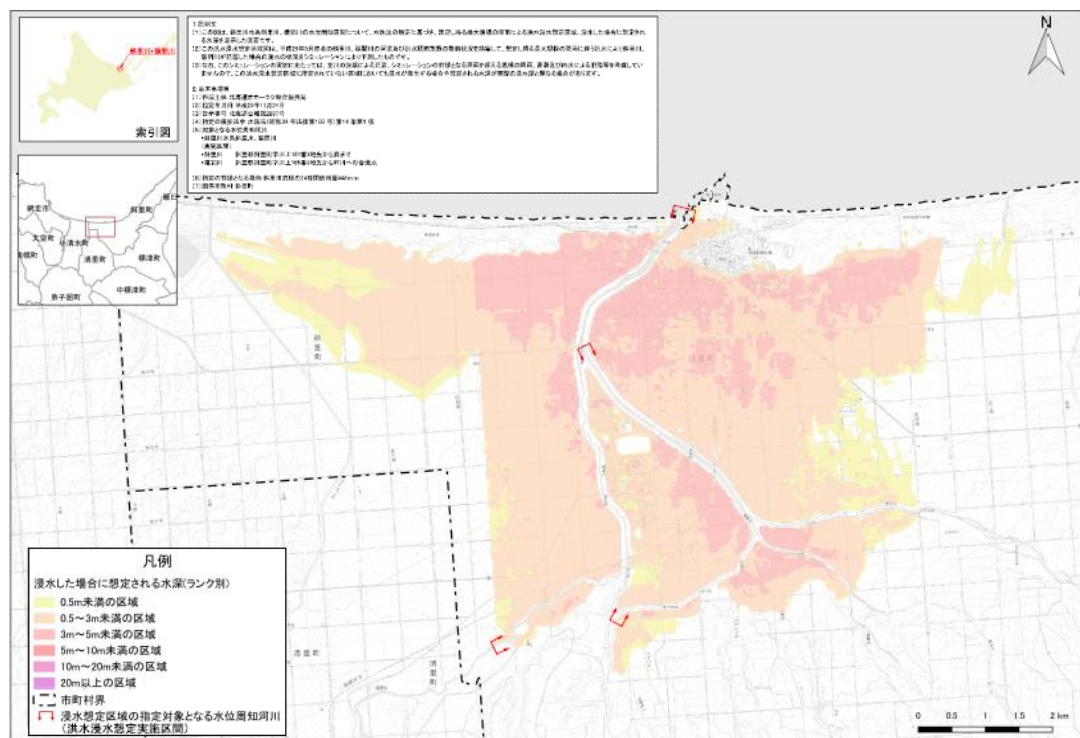


図 浸水想定区域

○ 地震災害

斜里町の防災対策を推進する上で対象とすべき地震として、発生確率が高く、比較的大きな地震（想定地震①）、発生確率は低い町に最も大きな被害を与える可能性がある地震（想定地震②）、津波による被害をもたらす地震（想定地震③）、を想定する。

想定地震①は、「十勝沖の地震」（想定地震見直しに係る検討報告書、平成 23 年 3 月、北海道防災会議 地震火山対策部会地震専門委員会 想定地震見直しに係るワーキンググループ）、想定地震②は、「標津断層帯の地震」（想定地震見直しに係る検討報告書、平成 23 年 3 月、北海道防災会議 地震火山対策部会地震専門委員会 想定地震見直しに係るワーキンググループ）、想定地震③は、「網走沖の地震」（平成 22 年度 津波シミュレーション及び被害想定調査業務（オホーツク海沿岸）報告

書、平成 23 年 3 月、北海道総務部危機対策局危機対策課）を想定する。

3 つの想定地震の概要は次のとおりである。

◇想定地震の概要

地震名	マグニチュード	震度階（町内）	最大津波遡上高
十勝沖の地震（想定地震①）	8.2	震度 4～震度 6 弱	—
標津断層帯の地震（想定地震②）	7.1	震度 5 弱～震度 7	—
網走沖の地震（想定地震③）	7.3	震度 5 弱～震度 6 強	6.2m

また、それぞれの地震の被害想定は次のとおりである。

想定地震①の十勝沖の地震では、木造住家の全壊棟数が 9 棟と想定されている。死者数は北海道全体で 33 人であるので、震度が小さく建物被害が少ない本町では死者は発生せず、人的被害としては負傷者が数名発生するのみであると考えられる。

想定地震②の標津断層帯の地震の被害想定を以下に示す。北海道の結果では、市町村別に示されている値が、木造住家の全壊棟数のみしか市町村別に示されていないので、以下に示している木造住家の全壊棟数以外の値は、木造住家全壊棟数の「斜里町／総計」の比を用いて、各項目の総数より算出した値である。

表 標津断層帯の地震による被害数量

項目		被害数量
建物被害	全壊棟数（木造住家／全建物）（棟）	1,494／2,454
	半壊棟数（全建物）（棟）	5,987
人的被害	死者数（人）	16
	負傷者数（人）	1,001
	避難者数（人）	7,769

想定地震③の網走沖の地震の被害想定を以下に示す。この被害数量は、北海道による津波被害のみの想定結果であることに留意が必要である。なお、地震動による被害は、標津断層帯の地震の震度階よりも 1 ランク以上低いことから、標津断層帯の地震に比べ、大きく下回ると想定される。

表 網走沖の地震による被害数量

項目		被害数量
建物被害	全壊棟数（棟）	84
	半壊棟数（棟）	127
	床上浸水（棟）	226
人的被害	死者数（人）	25
	負傷者数（人）	35

以上より、斜里町で最も被害が大きく、影響の大きい地震は、想定地震②の標津断層帯と考えられる。これに対し、斜里町では、ハード対策（建築物や道路、ライフライン施設の耐震性の向上、等）とソフト対策（避難体制の整備、食料や飲料水、生活必需品の確保のための備蓄の推進及び他自治体や民間事業者との協定締結・連携、等）の両方の対策を適切に組み合わせ、防災、減災の両面から、着実に対策を推進していくものとする。

なお、斜里町内には峰浜断層群の存在が確認されているが、現段階で予想される地震規模は標津断層帯の地震よりも小さいものであると予想されている。活動間隔や詳細な地震規模については、現在調査中であるので、調査結果が公表された後、本計画への反映についても検討するものとする。

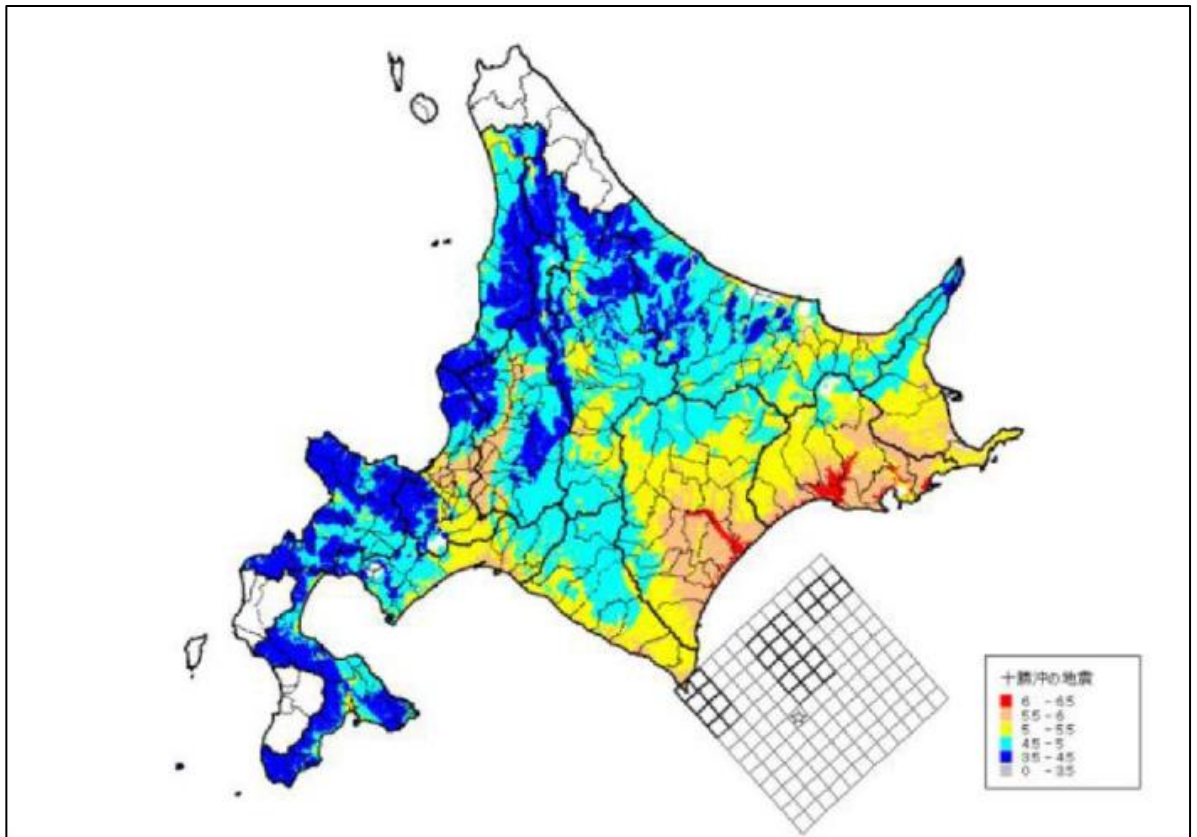


図 十勝沖の地震による震度階分布

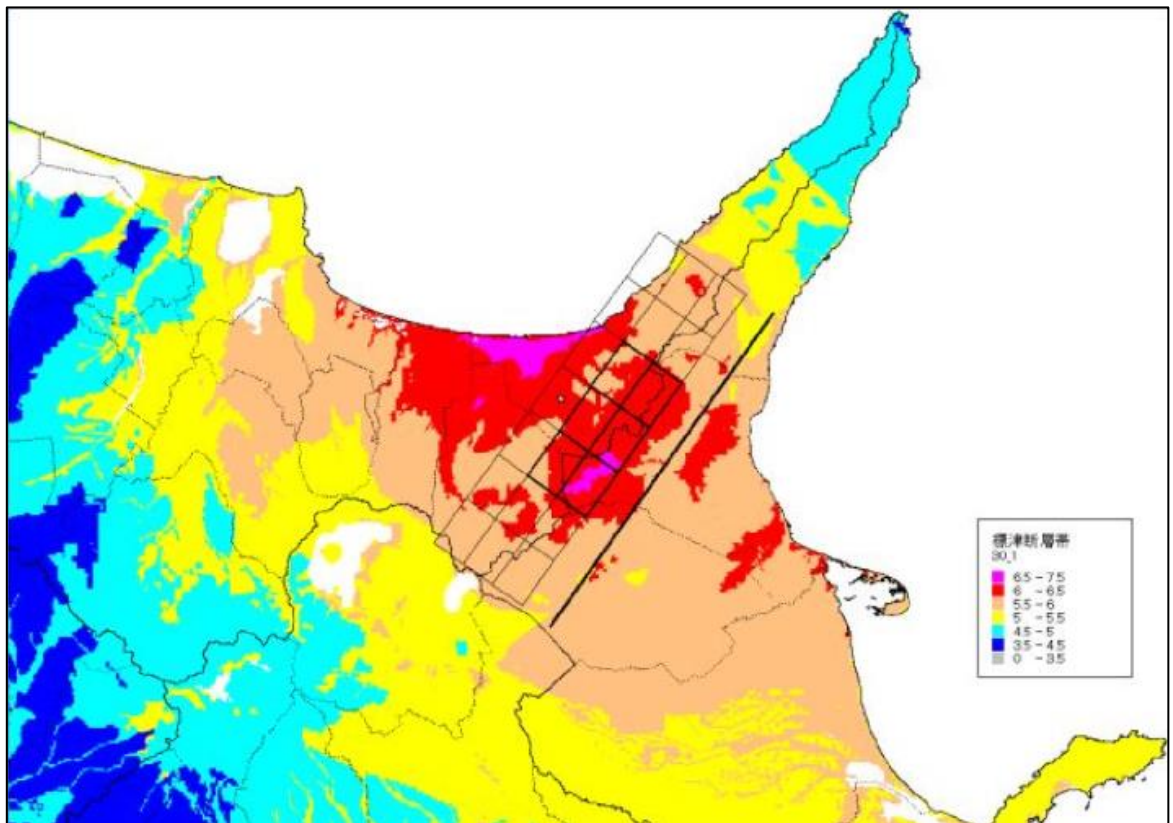
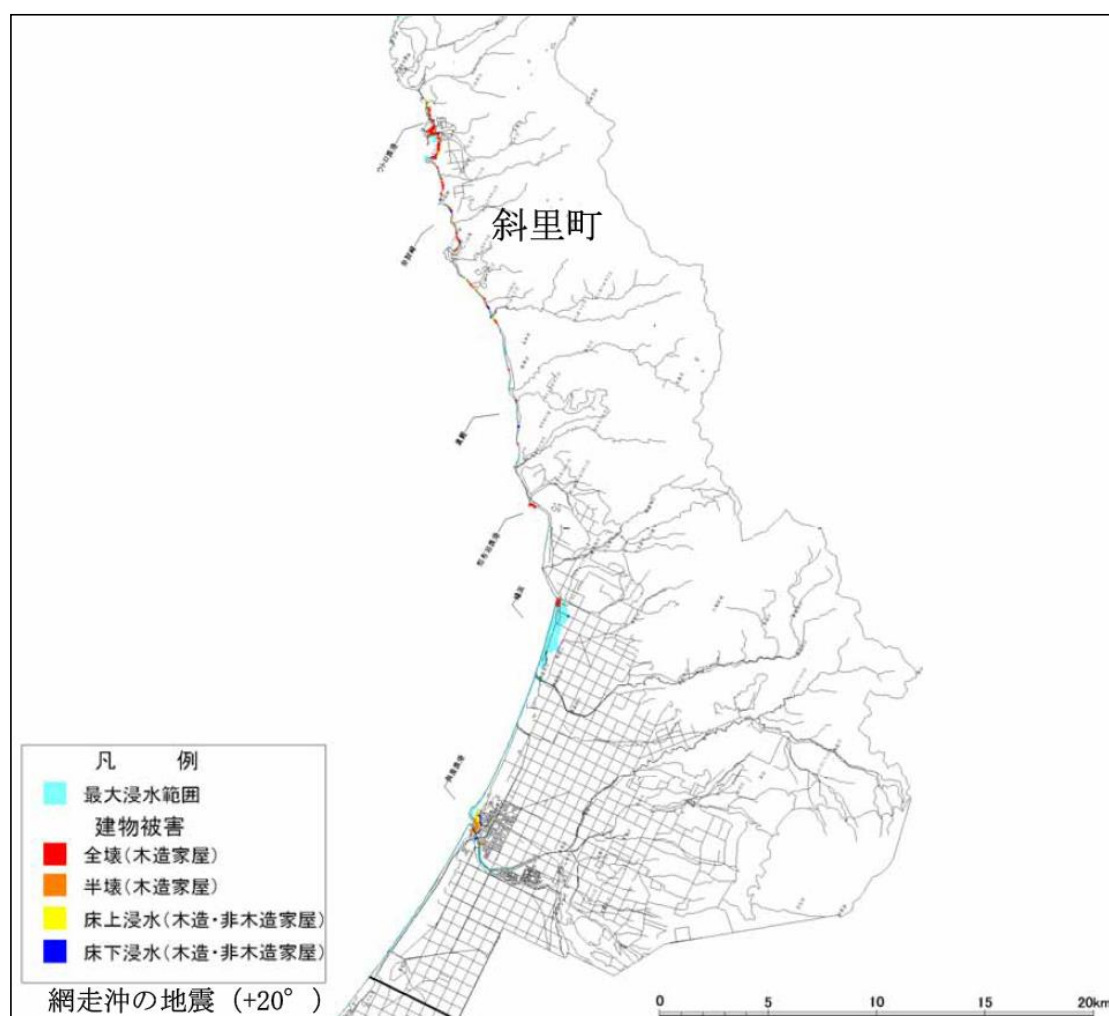
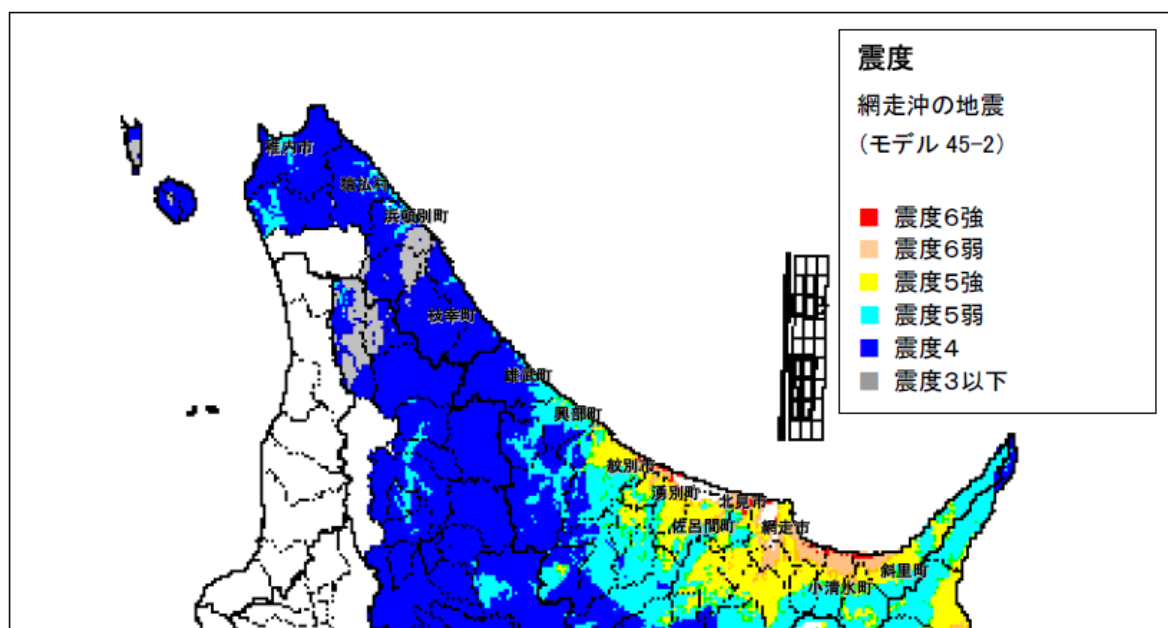


図 標津断層帯の地震による震度階分布



第3章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法9条5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

斜里町としても、本計画に掲げる斜里町地域強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国の実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



リスクシナリオ「おきてはならない最悪の事態」の設定



【脆弱性評価】

事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価



推進すべき施策プログラムの策定及び推進事業の設定

【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後斜里町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施。

2. リスクシナリオ「おきてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「おきてはならない最悪の事態」をもとに、町域が広大で積雪寒冷など斜里町の地域特性を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、斜里町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと20の「おきてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ】

カテゴリ		おきてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
①	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
②	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1-被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
③	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
④	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
⑤	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
⑥	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
⑦	迅速な・復旧復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3. 評価の実施手順

前項で定めた20の「おきてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

4. 評価結果概要

評価結果概要は以下の通り。なお詳細評価は巻末に一括掲載した。

① 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

○建築物の耐震化、老朽化・空家対策

人口減と人口構成の変化に伴い、将来にわたり現在の規模の公共施設等を維持し続けることが困難であるため、公共建築物については、斜里町公共施設等総合管理計画に基づき計画的な改修、維持管理を行っていく必要がある。

また、管理不十分な空き家等の増加は、大規模自然災害時に家屋の倒壊による通行人への被害の発生等が考えられ、空き家等の所有者に対し意識を醸成するための啓発周知の他、被害が想定される危険な家屋については、行政による対応も視野に入れなければならない。さらには空家の利活用を図ることで、空家数を実質的に減少させるといった取り組みについても検討が必要である。

○避難場所の指定・整備

斜里町地域防災計画に基づき、避難所を指定している。今後は町民への周知を徹底するため、防災マップやHP、防災訓練等で認知度を高める他、社会状況の変化や新たな被害想定の設定がなされた際には、見直しや整備を行う必要がある。

○福祉避難所の指定

老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学級が開設されている学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定している。今後も町内社会福祉法人等の運営法人の協力を受けて2次的な福祉避難所の確保に努める必要がある。

○緊急輸送路等の整備

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路について、関係機関と連携して整備する必要がある。また、町管理の緊急輸送道路等の橋梁については、耐震化を含めて、「斜里町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた計画的な修繕を推進する必要がある。

また緊急輸送道路や避難路等については、被災直後から発生する緊急輸送や避難を阻害することのないよう、街路樹の適切な管理を行う必要がある。

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

○警戒避難体制の整備周知と砂防施設の整備

火山災害危険箇所マップや土砂災害危険区域指定箇所マップにおいて、危険箇所、予想される被害や警戒事項を公表していることから、これらの周知を図る必要がある。

また土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などの土砂災害の恐れのある箇所の内、朱円・峰浜地区及びウトロ地区の土石流危険渓流を中心に、計 15 基の砂防施設が整備されているが、急傾斜地崩壊防止施設については、未整備となっている。

また、砂防施設の内、半数以上は整備から 30 年以上が経過していることから、今後、土砂堆積などによる機能及び性能の低下が懸念される。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

○津波避難体制の整備

標高分布マップ、津波浸水区域マップの公表の他、津波一時避難ビルを 9 か所指定し公表しているが、これらの周知を図り、必要に応じて見直しを行う必要がある。

○海岸保全施設等の整備

居住地区や漁業施設等の保全対象施設を守るため、町内には計 N = 6 箇所の海岸保全施設があるが、大栄地区から峰浜地区までの延長約 20 km の間に点在している漁業施設の多くでは、海岸保全施設が未整備となっている。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

○洪水内水ハザードマップの作成

洪水ハザードマップを作成し公表しているが、今後さらなる周知を図るほか、社会状況の変化や新たな被害想定の設定がなされた際には、見直しや整備を行う必要がある。

○河川改修等の治水対策

斜里川広域河川改修工事は、平成 19 年度から行われているが、三井北地区（猿間川右岸）や以久科南地区（秋の川右岸）に無堤防地区があるなど、工事完成までに当分の時間を要する。

町が管理している普通河川の多くは、原始河川であるが、近年、原始河川でも増水などにより河川が溢水し、農地の浸水などの被害が生じている。

中斜里市街地は、斜里川、猿間川に囲まれた低湿地に形成されており、河川増水時、排水流末である中斜里排水樋門などを全閉してしまうと、中斜里市街地が浸水する恐れがあるため、ポンプ施設を整備し、強制排水している。また、勾配のない排水路の流下能力不足により、近年の短時間集中豪雨など異常気象に排水能力が追いつかない事例がある。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

○暴風雪時における道路管理体制

通常時は、除雪出動基準に基づき、効率的、効果的な道路管理に努めているが、暴風雪時は、視界不良により、除雪作業不能となるが、郊外の路線を中心に視程障害や吹きだまりによる立ち往生が続発し、昼夜問わず消防、警察から緊急車両出動に伴う除雪車両先導の要請に対応している現状にある。

安定した除排雪体制を構築するためには、除雪機械の計画的な更新及び熟練したオペレータの確保が必要不可欠であるが、近年、オペレータの高齢化が進んでいる。しかし、オペレータの育成に数年を要すること、また除排雪の主たる担い手である建設業界を取り巻く雇用情勢の変化が安定的な除排雪体制の妨げとなっている。

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害拡大

○冬季の積雪寒冷対策も含めた帰宅困難者対策や避難所の確保

冬季を想定した暖房器具等資器材の備蓄、暖房設備の電源確保のための非常電源の整備の他、協定の締結による旅館やホテルといった民間施設の借り上げ等、多様な避難所確保に努める必要がある。

1-7 情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大

○関係機関の情報共有

災害時要配慮者や観光客等一次滞在者、外国人を含め確実にわかりやすい情報伝達ができる体制の確立のため、情報収集・伝達手段の多重化・多様化に努める必要がある。

町防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話（ほっとメール@しゃり）も含め、要配慮者にも配慮した運用体制を確立する必要がある。

防災情報共有システムの運用に関しては、国の全国瞬時警報システム（Jアラート）や、緊急情報ネットワーク（Em-net）、北海道防災情報提供システムにおける今後一層の効果的な運用に向け、監視機器の整備等を進める必要がある。

○住民等への情報伝達体制

災害発生時における「自助」「公助」に加え「共助」は最低限の住民間の繋がりとして重要なため、住民自治の原点である自治会の加入促進を積極的に進める必要があり、さらに学校や地域などとも一体となった連携体制の確立が必要である。

住民等への情報伝達体制については、平常時から避難場所や集合場所など家族間での情報共有を行い、さらに隣近所との声掛けにより、自治会内における伝達体制の強化が図られる。また、防災無線やホームページによる情報伝達と合わせ、「ほっとメール@しゃり」の積極的な活用のため、自治会内で積極的な登録について周知することが必要である。

○観光客に対する情報伝達体制の強化

外国人を含む観光客に特化された情報伝達体制は構築されていない現状にある。同報系無線（サイレン含む）や携帯キャリアによるエリアメール、町独自の「ほっとメール@しゃり」などによって配信された情報に基づき、観光施設、宿泊施設などが観光客に対して情報提供を行っているが、携帯通信が届かないエリアがあり、課題となっている。

○高齢者等の要配慮者対策

高齢者等の避難行動要支援者対策としては、随時、最新の避難行動要支援者名簿を提供するため、システムの保守更新を行う必要がある。また自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取り組みをさらに促進する必要がある。

○地域防災活動、防災教育の推進

防災意識向上のため、自治会や団体、企業等に対し出前講座を推進する必要がある。地域防災の中軸となる消防団に関しては、その体制の充実のため、人員確保や技術向上、大規模災害を想定した教育訓練等を進める必要がある。さらには定期的な避難訓練のほか、防災啓発資料等を活用した防災教育や防災体験学習を進める必要がある。

② 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○物資供給等に係る連携体制の整備

物資供給をはじめ医療、救助、救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、民間企業、団体等との間で物資供給に関わる協定を締結していることから、連携、応援体制の整備に努める必要がある。また近隣からの援助が困難と考えられ

る大規模災害時に備え、道外遠隔地の自治体と災害時応援協定を締結していることから、連携、連絡体制の整備に努める必要がある。

陸路の輸送ルートが限られるウトロ地区については、その遮断により陸上輸送が不可能な事態が生じた場合は、ウトロ漁港を海上輸送基地として、巡視艇等による傷病者や、医療関係者、避難者、物資の緊急輸送を検討するが、ウトロ漁港は大規模災害後に対応する施設が未整備であることから、耐震化岸壁及び背後道路・用地の液状化対策を強化する必要がある。

○非常物資の備蓄推進

町内各所に備蓄倉庫を配置し、当面の必要資材を備蓄している他、民間企業や団体と速やかな物資供給再開に関する協定を締結している。各家庭、事業所における3日間程度の非常物資備蓄を啓発する他、備蓄倉庫における備蓄内容の定期的な見直し、メンテナンス等を行う必要がある

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

○防災訓練等による救助・救急体制の強化

斜里町総合防災訓練を3年に1回実施しているが、過去の課題を踏まえ、より実践的な訓練環境となるよう検討を進める必要がある。

消防に関しては、年齢構成の変化に対応した研修、教育訓練、資格取得等を進め、計画的な人材育成を図るとともに、その資器材に関しても、情報基盤資器材の整備維持、救急活動に要する資器材の増強、消防活動拠点の機能維持、消火活動に要する施設の維持増設の他、消防車両とその備品類の更新等を計画的に進める必要がある。

自衛隊との協力体制に関しても、災害発生時における迅速な支援のため、日頃から情報共有を図っておく必要がある。

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

○被災時における医療支援体制の強化

町内唯一の病床を有する国保病院における救急受け入れ体制の維持が必要であるため、施設・設備の更新、維持管理に努めるとともに、自家発電設備の拡充など医療資機材整備を図り、災害時における病院機能の確保・強化が必要である。

また医療スタッフの充実を図るとともに院内に「地域連携室」を設置し、北網圏域内の「地域災害拠点病院」である北見赤十字病院及びJA北海道厚生連網走厚生病院と協力、連携体制を強化し、圏内の保健・医療・福祉のネットワークを確立する必要がある。

○災害時における福祉的支援

外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取り組みを推進する他、災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する必要がある。

また、社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者、障害がある人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」としての協定締結及び施設の充実を促進するとともに、町の福祉施設の充実を図る必要がある。

○防疫対策

災害時の感染症の発生・蔓延を防止するため、定期予防接種の接種率向上に努めるとともに、避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、消毒薬剤やマスクなどの備蓄を推進する必要がある他、避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能な「マンホールトイレ」等のトイレ整備、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。

③ 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

○行政の業務継続体制の整備

災害時の行政機能の維持と速やかな復旧体制を構築するために、庁舎の耐震化と非常用電源の整備を進めている他、災害時に拠点となる公共施設についても、非常用電源等の必要な施設整備を引き続き進める他、斜里町BCP（業務継続計画）や、各種マニュアル等の策定を早急に行う必要がある。

○広域応援・受援体制の整備

大規模広域災害に備えて、岩手県住田町をはじめとする自治体間相互の応援協定を締結していることから、その効果的な運用を行うために受援体制の整備を進める他、社会福祉協議会等の関係団体と連携を取りながら、ボランティアの受入れ体制についても、整備を進める必要がある。

その他、消防広域応援隊、緊急消防援助隊、DMAT(災害派遣医療チーム) 受け入れ体制の整備、ドクターヘリ、消防防災ヘリ等のRP（ランデブーポイント）の追加検討等が必要である。

○北海道のバックアップ機能の発揮

三大都市圏との同時被災の可能性が少ない地域特性を踏まえた上で、北海道の策定した「北海道バックアップ拠点構想」に沿った事業を推進していく必要がある。

④ ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

災害時のバックアップとしての機能も期待できることから、蓄電との組み合わせによる再生可能エネルギーの導入拡大や未利用資源の利用検討を図る必要があるため、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入促進を図り、公共施設の省エネ対策実施や民間への省エネ対策・設備の導入促進に取り組む必要がある。

また災害時の早期復旧に繋がることから、関係機関と連携して電力基盤等の整備に取り組む必要がある。

4-2 食料の安定供給の停滞

○食料生産基盤の整備

農業の担い手については、離農による農家戸数の減少や高齢化等により、農地や農業用施設の維持が困難になることが懸念される。担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。

また水産業についても、漁家戸数の減少や高齢化等により、漁業経営や技術継承が困難になることが懸念されることから、担い手の確保・育成が必要である。

農業の経営効率化に向けた農地の大区画化などの農業生産基盤の整備が必要であるが、老朽化した農業水利施設や鳥獣被害防止柵等は経年劣化による機能低下が進んでおり、計画的な更新・整備が必要である。

水産業は関連する水産加工業を含めて地域経済を維持する重要な産業であるが、その基盤である漁港や関連施設については災害に備えた整備が進んでいないうえ、経年劣化等による機能低下も進んでいることから、計画的な整備が必要である。

農業においては、作業負担の軽減と収益率向上、労働力不足等の課題解決にICTの活用が期待されている。これらに対応した次世代農作業体系の確立と平準化の取り組みが必要であり、その仕組みを支える農村部の情報通信環境について、さらなる充実が必要である。

また、災害時においても食料の供給を安定的に行うため、平時においても生産力向上と販路の拡大により、一定の生産量を確保する必要がある。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

○水道施設等の防災対策

水道事業の危機管理体制の整備としては、今後、早期に防災減災対応としての資器材調達費用、人的配置や協力体制の計画を災害の種類別に組立て整備し、強化する必要がある。

水道施設等の耐震化、老朽化対策に関しては、浄水貯水施設の耐震化は改築更新等により耐震化が進んでいるが、管渠の耐震化は進んでいないため、今後の更新計画策定の中で、耐震化管に更新する必要がある。

○下水道施設等の防災対策

下水道事業の危機管理体制の整備としては、人的配置や協力体制の計画を災害の種類別に組立てた業務継続計画の改訂を行い、危機管理マニュアル等を整備する必要がある。

耐震化、老朽化対策については、建設から40年以上経過した各種施設であり、財政状況に合わせ長寿命化等対策しているため、機械設備の老朽化更新が優先されている。このような状況の中で耐震化まで進んでいないことから、建築物や管渠の更新の際には基本的に耐震化対応が必要である。

下水道事業計画区域外においては、生活排水等が公共用水域に流出することを防止するためにも、くみ取りから合併処理浄化槽の設置換えを一層推進する必要がある。

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

○交通ネットワークの整備と地域公共交通の維持

交通ネットワークの強靱化を図るためにも、北海道横断自動車道網走線の早期整備や女満別空港の活性化と空港アクセスの利便性向上、J R釧網本線の路線維持等、社会環境の変化に対応した交通ネットワークの整備が必要である。

地域公共交通については、人口減少や自動車保有率の増加による衰退が著しい一方で、災害発生時には多くの移動困難者の移送にも重要な手段となるため、地域内における公共交通の重要性を再認識し、平常時から利便性の向上を図り、さらに、災害に強い新たな地域交通の在り方について検討していくことが必要である。

○道路施設の防災対策等

道路、橋梁、道路付属物等の定期的な点検を実施し、健全性を診断すると共に、損傷が確認された施設について施設毎の長寿命化計画等に基づき、計画的な施設の補修・更新が必要である。

⑤ 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

災害時における企業の業務継続体制の強化のため、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を企業に対し促す必要がある。

被災企業等への金融支援災害や金融危機の発生時には、町内・全道・全国レベル等、経済活動への影響の度合いによって、町内企業・事業所の資金繰りに甚大な影響が生じることがあるため、情勢判断による緊急融資枠の設定を行い、対処する必要がある。

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

○流通拠点の機能強化

道路の通行止めなどにより、物流が寸断される恐れがある。斜里町は、北海道の端に位置するため、都市部からの物の流入が停滞することが町民生活及び企業活動の停滞を招くことになりえるので、物流寸断時の備えを企業に呼びかける一方で、農水産物の製造業に対しては出荷停止の備えも促す必要がある。

⑥ 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○森林・河畔・湿原等の保水湧水機能の保全

大規模自然災害による森林の荒廃を防ぐために、森林整備の担い手確保や育成、造林間伐等適切な森林管理を進めると共に、世界自然遺産登録地域及び周辺地域については、森林の有する保水能力による減災、防災機能を有することから、引き続き関係機関と連携を取りながら、保全とその価値の啓発に努める必要がある。

○農地等の保全管理

将来にわたり農地を維持していくため、担い手に対して農地を集積するなど耕作放棄の抑制を推進するとともに、関係機関との連携による農業水利施設の適正な管理、省力化や監視機能の強化、老朽した施設の計画的な整備・更新を図る必要がある。

⑦ 迅速な復旧復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○災害廃棄物の処理体制の整備

大規模自然災害時に大量発生が予想される災害廃棄物処理について、予め仮置き場を複数配置するなど、処理計画の策定が必要である。また大規模自然災害時においても迅速かつ適正な処理が行われるよう計画的な施設管理、整備を行う必要がある。

○地籍調査の実施

斜里町の地籍調査は、国立公園区域（字岩宇別、字ルシャ）及び富士、真鯉の一部を残し完了しているが、再点検が必要である。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

○災害対応に不可欠な建設業との連携

町と建設業協会において、「災害時における応急対策の協力に関する協定」を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保等の応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

また、復旧・復興を迅速に進めていくためには、町職員の技術力向上と共に、重要な担い手である建設業の技術力向上が必要不可欠であるため、両者が役割を十分に発揮できるように、技術向上に向けた取り組みを推進する必要がある。

○建設会社の担い手確保

減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

○行政職員等の活用促進

「斜里町地域防災計画」及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」ほか、道内外自治体との相互支援協定等において、自治体職員による相互応援体制は確立されている。

第4章 地域強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定

1. 施策プログラムの策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、斜里町における強靱化施策の取組方針を示す「斜里町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「おきてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「おきてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2. 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行う。

3. 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

第6次斜里町総合計画で掲げる基本テーマ『幸せを実感できる住みよいまちづくり』を追求するために、「安全安心な暮らしをめざす」という基本目標の実現を図るとともに、斜里町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、総合計画に基づいた取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、28の重点化すべき施策項目を設定した。

4. 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、斜里町が主体となって実現する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

第 5 章 地域強靱化のための施策プログラム・推進事業

体系	1.人命の保護
	1-1地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
施策プログラム	1-1-1住宅・建築物等の耐震化
	○民間建築物の耐震化 住宅耐震改修補助事業を継続し、耐震化率を高める。 ○建築物の耐震化 耐震改修促進法14条1号に基づく多数の者が利用する建築物の耐震化率を可能な限り100%に近づけるとともに引き続き住宅・建築物の耐震化の促進を図る必要がある。
推進事業名	○第6次斜里町総合計画（H26－H35（令和5年度）） ○斜里町公共施設等総合管理計画（2016年度から2040年度）25年間 ○斜里町公営住宅等長寿命化計画（H22-H31(R1)) or (R2-R11) 10年間 ○斜里町耐震改修促進計画（H22－H32（R2）(H27年度見直し)）11年間 ○斜里町住宅耐震改修補助事業（H22-）

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-1地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-1-2建築物等の老朽化対策
	○公共建築物の老朽化対策 将来の人口減と人口構成の変化に備え、公共施設等を維持し続けるために、斜里町公共施設等総合管理計画等に基づき公共建築物の総量（延べ床面積）を80%まで、削減するなど計画的な維持修繕を行う。 ○民間建築物の老朽化・空家対策 大規模自然災害時には管理不十分な家屋の倒壊による通行人への被害の発生等が考えられることから空家等の所有者に対し意識を醸成するための広報やHPによる周知を継続する。 また、危険な空家については、必要に応じ行政による対応を行う他、空家の利活用を促進するため、住宅リフォーム事業を継続する。
推 進 事 業 名	○第6次斜里町総合計画（H26－H35（令和5年度）） ○斜里町公共施設等総合管理計画（2016年度から2040年度）25年間 ○斜里町公営住宅等長寿命化計画（R2-R11）10年間 ○斜里町耐震改修促進計画（H22－H32（R2）（H27年度見直し））11年間 ○快適住まいのリフォーム事業

○重点施策項目

体系	1.人命の保護
	1-1地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
施策プログラム	1-1-3避難場所等の指定・整備
	○避難場所の指定・整備 洪水、地震、津波といった自然災害の種類や内容、発生場所等に応じた緊急避難のための一時避難場所・津波時一時避難ビル、収容避難のための避難所の周知を進め、予備施設も含めた必要に応じた見直し、新規追加を行う。また避難場所として使用する施設や広場等については、必要に応じた整備を行う。 ○福祉避難所の指定 避難生活において特段の配慮が必要な要配慮者の方のための福祉避難所について周知を進め、要配慮者への支援体制の確立を進めるほか、町内社会福祉施設等の協力を得て、二次的な福祉避難所の確保に努める。
推進事業名	○地域防災対策事業 ○防災マップ改定事業 ○漁村センター長寿化事業 ○学校管理事業 ○公民館維持管理事業 ○農村集落センター維持管理事業 ○体育施設維持管理事業 ○コミュニティ備品更新事業 ○防災対策整備強化事業 ○公園整備事業

○重点施策項目

体系	1.人命の保護
	1-1地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
施策プログラム	1-1-4緊急輸送道路等の整備
	○緊急輸送路等の整備 災害時の物資供給、救急救援活動等を迅速に行うため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化や長寿命化を行うほか、幹線道路や生活道路の整備を推進する。 ○緊急輸送路等の無電柱化 災害時に救急救援活動や避難等の障害物となりうる倒木の恐れのある街路樹の計画的な更新等を推進する。
推進事業名	○道路長寿命化事業 ○橋梁長寿命化事業 ○道路保全事業 ○道路維持管理事業 ○市街地道路維持管理事業 ○羅荊道路整備事業 ○中斜里6号道路整備事業

体 系	1.人命の保護
	1-1地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-1-5地盤等の情報共有
	○大規模盛土造成地の情報提供 現状では町内に該当箇所はないが、情報収集に努める。
推 進 事 業 名	

体 系	1.人命の保護
	1-2火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-2-1警戒避難体制の整備
	○火山噴火に対する警戒避難体制の整備 火山災害危険箇所マップにおいて、危険箇所、予想される被害や警戒事項を公表していることから、これらの周知を進める。 ○土砂災害に対する警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域指定箇所マップにおいて、危険箇所等を公表していることから、これらの周知を図る。
推 進 事 業 名	○地域防災対策事業 ○防災マップ改定事業

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-2火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-2-2砂防設備の整備
	○砂防設備等の整備 土砂災害を未然に防ぐため、既に整備されている砂防施設の老朽化対策や維持管理の促進を北海道に要望していく。 また、北海道への情報提供や連携を図りながら、急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進していく。
推 進 事 業 名	

体系	1.人命の保護
	1-3大規模津波等による多数の死傷者の発生
施策プログラム	1-3-1津波避難体制の整備
	○津波ハザードマップの作成 標高分布マップ、津波浸水区域マップ等を作成公表していることから、これらの更なる周知を図る必要がある。 ○津波避難ビルの指定 津波一時避難ビルを9か所指定し公表しているが、これらの周知を図り、必要に応じて追加等の見直しを行う。 ○津波避難計画の策定 ○津波避難路の整備 ○避難誘導表示板の整備
推進事業名	○防災マップ改定事業 ○地域防災対策事業 ○ウトロ地区公共施設維持管理事業

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-3大規模津波等による多数の死傷者の発生
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-3-2海岸保全施設等の整備
	○海岸保全施設等の整備 既に整備されている海岸保全施設の老朽化対策や維持管理の促進を北海道に要望すると共に、未整備箇所についても北海道への情報提供と連携を図り、整備を促進していく。
推 進 事 業 名	○土木管理事業

体 系	1.人命の保護
	1-4異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-4-1洪水・内水ハザードマップの作成
	○洪水・内水ハザードマップの作成 洪水ハザードマップを作成公表していることから、これらの更なる周知を図る必要がある。必要に応じて想定と想定浸水域の見直しを行い、見直しに応じたハザードマップの改定を行う。
推 進 事 業 名	○地域防災対策事業 ○防災マップ改定事業 ○土木管理事業 ○河川管理事業

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-4異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-4-2河川改修等の治水対策
	○斜里川広域河川改修等の治水対策 平成28年8月に連続して発生した台風被害を受け、現在、河川改修及び流水を阻害する河畔林伐採などの維持工事が進捗していることから、今後も北海道と連携し、河川改修の促進を図る必要がある。 ○普通河川の維持管理 シマトッカリ川、マクシベツ川流域に峰浜市街地があることから、出水時の巡回の外、定期的に巡回し、流水を阻害する流木の撤去や河床に堆積した土砂の撤去などを計画的に進める。 また、海別川流域についても、農地冠水被害の低減を図るため、維持管理に努める。 ○中斜里地区の内水対策 北海道が進めている河川改修に合わせて、中斜里地区の内水対策強化を検討する必要がある。
推 進 事 業 名	

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-5暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-5-1暴風雪時における道路管理体制の強化
	○暴風雪時における道路管理体制 暴風雪発生時は、視程障害や吹きだまりによる立ち往生が発生する路線の内、近隣に国道・道道などの迂回路がある路線や、規制（通行止め）しても交通網に支障を来さない路線について、事前通行規制を行うと共に、「ほっとメール@しゃり」で外出についての注意喚起を行う。 また、職員・除雪業者は、警察、消防からの緊急出動要請に備えるため、庁舎に待機すると共に国道、道道との情報共有に努めているが、今後は、車の立ち往生などを減らすため、積極的に降雪状況や除雪状況の情報発信を行う。
推 進 事 業 名	○土木車両維持管理事業 ○ウトロ地区冬期路面对策事業

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-5暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-5-2除排雪体制の確保
	○除雪体制の確保 安定した除雪体制を構築するため、平成18年度から老朽化した除雪車両の計画的な更新を進めているが、今後は郊外地の除雪路線の見直し、市街地の除雪路線の優先順位の再検討を行い、円滑な除雪作業を図る必要がある。 また、オペレータの高齢化、人員確保が除雪業者の課題になっていることから、外の市町村の取組事例を参考に安定した除雪体制の構築を図る必要がある。
推 進 事 業 名	○土木車両維持管理事業 ○ウトロ地区冬期路面对策事業

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-6積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害拡大
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-6-1冬季も含めた帰宅困難者対策
	○避難所対策 暖房器具等備蓄資器材の維持整備、電源確保のための非常電源の維持整備、未整備施設における計画的整備の他、旅館やホテルといった民間施設との協力協定締結等、多様な避難所確保に努める。
推 進 事 業 名	○漁村センター長寿命化事業 ○ウトロ地区公共施設維持管理事業 ○町有財産管理事業 ○公共施設等の長寿命化事業 ○防災マップ改定事業 ○地域防災対策事業 ○防災対策整備強化事業

体系	1.人命の保護
	1-6積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害拡大
施策プログラム	1-6-2積雪寒冷を想定した避難所等の対策
	○積雪寒冷を想定した避難所等の対策 暖房器具等備蓄資器材の維持整備、電源確保のための非常電源の維持整備、未整備施設における計画的整備の他、旅館やホテルといった民間施設との協力協定締結等、多様な避難所確保に努める。
推進事業名	○地域防災対策事業 ○災害対策整備強化事業 ○漁村センター長寿命化事業 ○ウトロ地区公共施設維持管理事業 ○ゆめホール知床（公民館）非常用電源設備整備事業 ○庁舎耐震化等改修工事実施事業

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-7情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-7-1関係機関の情報共有化
	○災害時における情報連絡体制の確保 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や観光客等一次滞在者を含め確実に情報伝達できる体制の確立のため、情報収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。 町防災無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話（ほっとメール@しゃり）も含め、要配慮者にも配慮した運用体制を確立する。 ○防災情報共有システムの運用 国の全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急情報ネットワークEm-net、北海道防災情報共有システムの今後も一層の効果的な運用に向け、監視機器の整備等を進める。
推 進 事 業 名	○地域防災対策事業 ○同報系無線等デジタル化整備事業 ○無線LANスポット整備事業 ○斜里町スマート定住推進事業

体 系	1.人命の保護
	1-7情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-7-2住民等への情報伝達体制の強化
	○地域コミュニティの強化 災害に強い地域体制の確立を図るため、平常時からの訓練や防災意識の向上を図るための研修会や講習会、また発生時を想定した避難訓練、体験行動など防災に対する備えと対策のための事業に対し支援を行う。 ○住民等への情報伝達体制の強化 情報伝達の基礎となる回覧板の徹底と声掛け、さらに多様化する情報伝達手段の効率的な運用により的確な情報伝達体制の構築を図るために必要な事業に支援する。
推 進 事 業 名	○協働によるまちづくり推進事業

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-7情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-7-3観光客に対する情報伝達体制の強化
	○外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化 観光客向けの緊急時情報伝達体制の構築が望ましい。エリアメールやほっとメールの多言語化などを検討していく必要がある。当面は、観光協会や施設管理者、民間事業者と連携して、迅速な情報伝達のあり方を検討していく。 ○道の駅等における情報発信の強化 多言語での情報発信や、同報的情報発信システムの構築を、観光協会などを目指していく。
推 進 事 業 名	観光振興対策事業

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-7情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-7-4高齢者等の要配慮者対策
	○避難行動要支援者対策 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、避難所生活における介助者の確保、対象者名簿の作成、避難誘導、支援に関する計画策定等を推進する。
推 進 事 業 名	○社会福祉一般事業 ○認知症初期集中支援推進事業 ○要援護者台帳システム更新事業

○重点施策項目

体 系	1.人命の保護
	1-7情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
施 策 プ ロ グ ラ ム	1-7-5地域防災活動、防災教育の推進
	○地域防災活動の推進 ・防災意識向上のため、自治会や団体、企業等に対し出前講座等を推進する。 ・自主防災組織立ち上げを自治会等と協働で推進する。 ○消防団の活動体制の強化 地域防災の中軸となる消防団の活用体制の充実のため、担い手不足や装備の近代化に対応するための集約化と対応能力向上、大規模災害を想定した教育訓練等を進める。 ○防災教育の推進 学校教育の中で防災教育の推進を図るとともに実践的な防災訓練に取り組む。 ○火災予防の推進 ○応急手当の普及啓発
推 進 事 業 名	○地域防災対策事業 ○協働によるまちづくり推進事業 ○住民活動振興事業

○重点施策項目

成果指標

1. 人命の保護

内容	指標
・ 公共施設や避難施設への誘導案内看板の設置数	R5 : 30 基
・ 公園施設長寿命化計画の進捗状況率	R5 : 64%
・ 高齢者向け集合住宅情報提供の発信回数	R5 : 10 回
・ 長寿命化計画に基づく、管理戸数 525 戸の内、建替、改修を行った団地の戸数割合	R5 : 77%
・ 町道の改良舗装普及率	R5 : 44.5%
・ 歩道バリアフリー整備の進捗率	R5 : 46%
・ 橋梁長寿命化修繕計画の進捗率	R5 : 70%
・ アンケート調査による「防災・災害対策」の満足度	R5 : 3.25pt
・ 指定避難所の耐震化率の向上	R5 : 70%
・ 自主防災組織の組織率	R5 : 100%
・ 「ほっとメール@しゃり」の登録者数	R5 : 5,000 人
・ 斜里川水系河川整備計画の進捗率	R5 : 69%
・ 除排雪の満足度調査	R5 : 3.25pt

体 系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-1-被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
施 策 プ ロ グ ラ ム	2-1-1物資供給等に係る連携体制の整備
	○物資供給等に係る連携体制の整備 物資供給をはじめ医療、救助、救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、民間企業、団体等との間で物資供給に関わる協定を締結していることから、連携、応援体制の整備を進める。 ○地理的に離れた市町村との災害時応援協定の締結 大規模災害時に備え、道外遠隔地の自治体と災害時応援協定を締結していることから、連携、連絡体制の整備に努める。 ○海上輸送体制の整備 陸路の遮断によりウトロ地区への陸上輸送が不可能な事態が生じた場合は、ウトロ漁港を海上輸送基地として、巡視艇等による傷病者や、医療関係者、避難者、物資の緊急輸送を検討するが、ウトロ漁港は大規模災害後に対応する施設が未整備であることから、耐震化岸壁及び背後道路・用地の液状化対策を強化する。
推 進 事 業 名	○民間事業者との災害時支援協定に基づく応援連携体制の整備 ○岩手県住田町との災害時における相互応援に関する協定に基づく相互交流 ○直轄特定漁港漁場整備事業計画（ウトロ漁港：-4.5m岸壁、道路）

体 系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-1-被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
施 策 プ ロ グ ラ ム	2-1-2非常物資の備蓄推進
	○非常用物資の備蓄促進 町内備蓄倉庫の備蓄装備について、定期的な点検・維持メンテナンスを行うとともに、備蓄内容について、必要に応じて見直し、更新を行う。民間企業や団体との物資供給再開に関する協定を締結していることから、連携、応援体制の整備を進める。また各家庭、事業所における非常物資備蓄に関する普及啓発活動を実施する。
推 進 事 業 名	○備蓄倉庫備品維持更新事業 ○コミュニティ備品更新事業 ○出前講座による防災啓発事業 ○地域防災対策事業

体 系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-2消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
施 策 プ ロ グ ラ ム	2-2-1防災訓練等による救助・救急体制の強化
	○防災訓練等の実施 斜里町総合防災訓練を3年に1回実施しているが、過去の課題を踏まえ、より実践的な訓練内容となるよう検討を進める。斜里町BCP計画策定を急ぎ、計画を反映した訓練を実施する。 自主防災組織の立ち上げを各自治会と協働で推進する。 ○消防職員の育成 年齢構成の変化に対応した研修、教育訓練、資格取得等を進める。
推 進 事 業 名	○総合防災訓練事業 ○協働によるまちづくり推進事業 ○コミュニティ備品整備事業 ○地域防災対策事業

○重点施策項目

体 系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-2消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
施 策 プ ロ グ ラ ム	2-2-2自衛隊体制の維持・拡充
	○自衛隊体制の維持・拡充 災害発生時における迅速な支援のため、日頃から情報共有を図る。
推 進 事 業 名	○地域防災対策事業 ○危機管理対策事業

体 系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-2消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
施 策 プ ロ グ ラ ム	2-2-3救急活動等に要する情報基盤、資器材の整備
	○救急活動等に要する情報基盤、資器材の整備 ・救急活動等に要する情報基盤、資器材の整備 ・消防・救助活動等に要する車両・資器材の充実整備 ・消防活動拠点・設備等の整備 ・消火活動等に要する施設の整備
推 進 事 業 名	○デジタル無線・指令システム維持管理事業 ○消防救急デジタル無線購入事業 ○消防車両更新事業（ポンプ、梯子、水槽、指揮、タイヤ） ○水難ボート更新事業 ○消防・救助資器材更新事業（ホース・ボンベ・救命索発射銃・エアージャッキ等） ○分署庁舎・外構等改修事業 ○分団シャッター交換改修事業 ○消火栓取替工事・新設事業

体 系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-3被災地における医療・福祉機能等の麻痺
施 策 プ ロ グ ラ ム	2-3-1被災時における医療支援体制の強化
	○被災時の医療支援体制の強化 町内唯一の病床を有する国保病院において、救急受け入れ体制の維持に努める。 施設・設備の更新、維持管理に努めるとともに、自家発電設備の拡充など医療資機材整備を図り、災害時における病院機能の確保・強化を推進する。 医療スタッフの充実を図るとともに「地域連携室」を設置し、地域の保健・医療・福祉のネットワーク及び北網圏域内の連携強化・協力体制づくりを推進する。 ○地域災害拠点病院の体制強化 北網圏域内の「地域災害拠点病院」である北見赤十字病院及びJA北海道厚生連 網走厚生病院との連携強化・協力体制づくりを推進する。
推 進 事 業 名	○人工透析事業 ○電子カルテ導入事業 ○CT更新事業 ○エレベーター改修事業 ○療養環境改善事業 ○地域医療対策事業 ○国保病院施設大規模改修事業

体 系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-3被災地における医療・福祉機能等の麻痺
施 策 プ ロ グ ラ ム	2-3-2災害時における福祉的支援
	○災害時における福祉的支援 ・ 障がい者に対する情報支援体制の構築 ・ 女性や子育て家庭、要支援者に配慮した避難所運営の推進 ・ 福祉避難所開設訓練の実施 ・ 要支援者の避難誘導訓練の実施
推 進 事 業 名	○総合保健福祉センター管理運営事業 ○老人福祉センター管理運営事業

○重点施策項目

体 系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-3被災地における医療・福祉機能等の麻痺
施 策 プ ロ グ ラ ム	2-3-3防疫対策
	○防疫対策 ・災害時防疫体制の構築 ・消毒薬や動力噴霧器等、資器材の備蓄推進 ・定期予防接種 接種率向上 ・感染症予防啓発の継続的实施 ○応急トイレの整備 ・簡易トイレ、災害用トイレの備蓄推進 ・マンホールトイレの整備推進
推 進 事 業 名	○成人保健事業費 ○感染症予防事業費

成果指標

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

内容	指標
・ 広域連携事業数	R5：30 基
・ 消防水利の面積充足率	R5：75%
・ 消防団員の充足率	R5：100%
・ 認定救命士（薬剤投与）資格者数	R5：21 名
・ 住宅用火災警報器普及率	R5：65%
・ 救急講習受講者数	R5：750 人
・ 常勤医師数	R5：内科 3 名、外科 2 名
・ 病床数	R5：111 床
・ 看護師 1 人に対する患者数	R5：13 人
・ 満足度調査による平均点	R5：向上
・ 町内外の連携医療機関数	R5：8 か所

体系	3.行政機能の確保
	3-1町内外における行政機能の大幅な低下
施策プログラム	3-1-1行政の業務継続体制の整備
	○行政施設の機能維持 災害時の行政機能の維持と速やかな復旧体制を構築するために、令和2年度中に庁舎の耐震化と非常用電源設備の整備を完了する。避難所となる拠点公共施設の非常用電源の整備を進める他、必要な施設整備を計画的に推進する。 ○業務継続体制の整備及び災害対策本部機能の強化 令和3年度中を目標に斜里町BCP（業務継続計画）を策定する。 ○ICT部門における業務継続体制の整備 令和5年度導入を目標に自治体クラウドの導入に向けた具体的検討に着手する。
推進事業名	○庁舎耐震化等改修工事实施事業 ○ゆめホール知床（公民館）非常用電源設置事業 ○ウトロ漁村センター長寿命化事業 ○ウトロ消防庁舎非常用電源整備事業 ○公民館分館維持管理事業 ○学校施設長寿命化事業 ○斜里町BCP策定事業 ○総合行政システム更新事業 ○地域防災対策事業

○重点施策項目

体 系	3.行政機能の確保
	3-1町内外における行政機能の大幅な低下
施 策 プ ロ グ ラ ム	3-1-2広域応援・受援体制の整備
	○広域応援・受援体制の整備 岩手県住田町をはじめとする自治体間相互の応援協定の効果的な運用を行うために受援体制の整備を進める他、社会福祉協議会等の関係団体と協働で、ボランティアの受入れ体制の検討を進める。
推 進 事 業 名	○災害ボランティアセンター運営に係る体制の確立（協定締結等）

体 系	3.行政機能の確保
	3-1町内外における行政機能の大幅な低下
施 策 プ ロ グ ラ ム	3-1-3地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮
	三大都市圏との同時被災の可能性が少ない地域特性を踏まえた上で、北海道の策定した「北海道バックアップ拠点構想」に沿った事業を推進する。
推 進 事 業 名	

成果指標

3. 行政機能の確保

内容	指標
・行革実施計画推進項目の実施率	H35：90%

体 系	4.ライフラインの確保
	4-1エネルギー供給の停止
施 策 プ ロ グ ラ ム	4-1-1再生可能エネルギーの導入拡大
	○再生可能エネルギーの導入拡大 災害時のバックアップとしての機能も期待できることから、蓄電との組み合わせによる再生可能エネルギーの導入拡大や未利用資源の利用検討を図る。
推 進 事 業 名	○太陽光発電システム設置補助事業 ○市街地温泉源泉維持管理事業 ○公共施設への再生可能エネルギー導入事業 ○公共施設への未利用資源の利用検討事業

○重点施策項目

体 系	4.ライフラインの確保
	4-1エネルギー供給の停止
施 策 プ ロ グ ラ ム	4-1-2電力基盤等の整備
	○電力基盤等の整備 災害時の早期の復旧に繋がることから、関係機関と連携して取り組みを図る。 ○省エネ・ピークカットの推進 二酸化炭素排出抑制事業（クールチョイス）を推進し、省エネ意識の町民への浸透を図る。 公共施設の水銀灯照明・公設街路灯について、順次LED化を推進する。
推 進 事 業 名	○二酸化炭素排出抑制事業 ○省エネ講座開催事業 ○地球温暖化防止実行計画実施事業 ○環境基本計画進行管理事業 ○公設街路灯LED化事業 ○公共施設水銀灯LED化事業

○重点施策項目

体 系	4.ライフラインの確保
	4-2食料の安定供給の停滞
施 策 プ ロ グ ラ ム	4-2-1食料生産基盤の整備
	○農業の担い手確保 農業後継者となる新規卒者やUターン者、認定農業者や農地所有適格法人など多様な担い手の育成と確保を図る。 ○水産業の担い手確保 漁家戸数の減少や高齢化等により、漁業経営や技術継承が困難になることが懸念されることから、担い手の確保・育成・確保につながる取組みを進める。 ○農水産業生産基盤の整備 農業では土地改良施設の計画的な更新による突発事故の未然防止や防災減災、農地の大区画化・排水性の改良などによる経営の大規模化やスマート農業に対応した生産性の高い農業生産基盤の整備を推進する。また、農業者が生産基盤整備に積極的に取り組めるよう農家負担の軽減に努める。水産業では関連する水産加工業を含めて地域経済を維持する重要な産業であるが、その基盤である漁港や関連施設については災害に備えた整備が進んでいない上、経年劣化等による機能低下も進んでいることから、計画的な整備を進める。 ○スマート農業の推進 ICTの利活用による農作業の効率化、省力化、収益率の向上、農業技術の継承等を目指したスマート農業の実現に向けた取組みを推進する。また、地域情報ネットワークの整備による農業分野でのさらなるICT利活用サービスの展開を推進する。 ○病虫害等の発生予防、まん延防止対策の推進 農業生産に甚大な影響を与える恐れのある重要病虫害の防除やまん延防止対策、家畜衛生対策を推進する。
推 進 事 業 名	○農業経営基盤強化資金利子補給事業（認定農業者の育成） ○経営所得安定対策推進事業（認定農業者の育成） ○農業経営法人化支援総合事業（法人化に対する支援） ○農の雇用事業（法人育成） ○農業農村整備事業（国営かんがい排水事業、道営畑総事業、農道整備事業） ○農村地域防災減災事業（農業用施設等の整備） ○農山漁村振興交付金事業（地域活性化整備対策） ○農山漁村地域整備交付金事業（農山漁村の防災減災対策） ○農業競争力基盤整備強化特別対策事業（基盤整備に対する農家負担軽減） ○中心的経営体農地集積促進事業（基盤整備に対する農家負担軽減） ○強い農業・担い手づくり総合対策交付金事業（農業機械導入、生産施設整備） ○産地生産基盤パワーアップ事業（農業機械導入、生産施設整備、土づくり） ○担い手確保・経営強化支援事業（農業機械導入） ○畑作構造転換事業（省力化作業体系、輪作適正化作付体系、病虫害リスク軽減） ○加工施設再編等緊急対策事業（馬鈴薯澱粉工場等の再編合理化） ○畜産クラスター事業（機械導入、施設整備、家畜導入、畜産環境対策） ○鳥獣被害防止総合対策交付金事業（鹿侵入防止策の整備）

	○高度情報通信基盤整備事業（ICT基盤の整備） ○消費安全対策交付金事業（重要病害虫、家畜衛生対策） ○直轄特定漁港漁場整備事業（ウトロ漁港：防波堤、護岸、航路、泊地、岸壁、物揚場、船揚場、道路、用地等） ○北海道第3種及び第4種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業（ウトロ漁港：防波堤、護岸、航路、泊地、岸壁、物揚場、船揚場、道路、用地等） ○網走（斜里）地区水産物供給基盤機能保全事業（斜里漁港：防波堤、護岸、航路、泊地、岸壁、物揚場、船揚場、道路、用地等） ○網走（知布泊）地区水産物供給基盤機能保全事業（知布泊漁港：防波堤、護岸、航路、泊地、岸壁、物揚場、船揚場、道路、用地等） ○水産業競争力強化緊急施設整備事業（斜里漁港蓄養施設） ○水産基盤整備事業 ○漁港機能増進事業 ○水産業強化支援事業
--	---

○重点施策項目

体 系	4.ライフラインの確保
	4-2食料の安定供給の停滞
施 策 プ ロ グ ラ ム	4-2-2地場産品の付加価値向上と販路拡大
	○地場産品の販路拡大 市場や需要者が求める多様なニーズへの対応を図るため、集出荷貯蔵施設等の整備や青果物の安定的な出荷と付加価値の向上を推進する。また、青果物の輸出に向けた取り組みを行う。
推 進 事 業 名	○地場産品振興対策事業 ○強い農業・担い手づくり総合対策交付金事業（農業機械導入、生産施設整備） ○産地生産基盤パワーアップ事業（農業機械導入、生産施設整備、土づくり） ○担い手確保・経営強化支援事業（農業機械導入） ○畑作構造転換事業（省力化作業体系、輪作適正化作付体系、病害虫リスク軽減） ○水産業競争力強化緊急施設整備事業 ○水産業強化支援事業 ○水産基盤整備事業

体系	4.ライフラインの確保
	4-3上下水道等の長期間にわたる機能停止
施策プログラム	4-3-1水道施設等の防災対策
	○水道事業の危機管理体制の整備 危機管理マニュアル、新型インフルエンザ対策マニュアル、業務継続計画等の整備を図る。 ○水道施設等の耐震化、老朽化対策等 早期に老朽化更新計画を策定し、老朽管（４０年以上経過管）の更新を進める。
推進事業名	○防火水槽新設事業（飲料水兼用耐震型防火水槽） ○峰浜地区飲用水供給施設管理事業

○重点施策項目

体 系	4.ライフラインの確保
	4-3上下水道等の長期間にわたる機能停止
施 策 プ ロ グ ラ ム	4-3-2下水道施設等の防災対策
	○下水道事業の危機管理体制の整備 危機管理マニュアル、新型インフルエンザ対策マニュアル等の整備を行い、合わせて業務継続計画の定期的な見直しと追加を随時行っていく。 ○下水道施設等の耐震化、老朽化対策等 下水道ストックマネジメント計画に沿った各種施設の長寿命化や更新の実施を図る。 ○合併浄化槽の設置促進 下水道事業計画以外における生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、くみ取りから合併処理浄化槽の設置換えを推進する。
推 進 事 業 名	○浄化槽設置整備事業

○重点施策項目

体 系	4.ライフラインの確保
	4-4町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
施 策 プ ロ グ ラ ム	4-4-1交通ネットワークの整備
	○北海道横断自動車道網走線の早期整備 ○鉄道網の維持 沿線市町村と連携してJR釧網本線及び接続鉄道網の維持 ○地域公共交通の整備 空港アクセス、町内市街内の移動、町内市街と郡部間の等2次交通の整備
推 進 事 業 名	○国道対策事業

○重点施策項目

体 系	4.ライフラインの確保
	4-4町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
施 策 プ ロ グ ラ ム	4-4-2道路施設の防災対策等
	○道路施設の防災対策 道路、橋梁、トンネル、道路付属物等の定期的な点検及び修繕を実施し、各施設の健全性を確認する。 ○地下埋設物の維持管理
推 進 事 業 名	○道路長寿命化事業 ○橋梁長寿命化事業 ○道路保全事業 ○防火水槽撤去事業 ○道路改築事業 ○ウトロ市街地再開発事業

○重点施策項目

体 系	4.ライフラインの確保
	4-4町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
施 策 プ ロ グ ラ ム	4-4-3広域的な公共交通の維持
	○鉄道の維持 ・釧網本線の路線存続に向け、利用増につながる利用活性化施策を検討、実行する。 ○空港とのアクセス ・空港の利用活性化のため、周辺市町村と連携して公共交通による空港アクセス利便性の向上を図る。
推 進 事 業 名	○JR釧網本線維持活性化沿線協議会負担事業 ○女満別空港利用促進事業負担事業

成果指標

4. ライフラインの確保

内容	指標
・住宅用太陽光発電システム導入戸数（累計）	R5：214 戸
・公共施設への再生可能エネルギー導入施設数	R5：5 件以上
・農業（農地）基盤整備の進捗（今後 10 年間の道営事業費の進捗状況）	R5：100%
・漁業基盤整備の進捗（漁港整備及び強い水産業づくり交付金事業の進捗状況）	R5：100%
・農業生産額	R5：100 億円
・漁獲高	R5：110 億円
・上下水道、浄化槽整備の満足度	R5：3.75pt
・年間の漏水箇所数	R5：20 箇所以下
・下水道の水洗化率	R5：90%
・浄化槽設置世帯数	R5：460 世帯

体 系	5.経済活動の機能維持
	5-1サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
施 策 プ ロ グ ラ ム	5-1-1リスク分散を重視した企業立地等の推進
	○企業誘致の推進
推 進 事 業 名	○工場設置奨励事業

体 系	5.経済活動の機能維持
	5-1サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞停止
施 策 プ ロ グ ラ ム	5-1-2企業の業務継続体制の強化
	○企業の業務継続体制の強化 ○被災企業等への金融支援
推 進 事 業 名	○中小企業融資制度対策事業

体 系	5.経済活動の機能維持
	5-1サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
施 策 プ ロ グ ラ ム	5-1-3被災企業等への金融支援
	○被災企業等への金融支援 緊急融資の枠組みは用意されており、その時どきの経済状況を総合的に勘案して、融資枠の設定などを判断していく。
推 進 事 業 名	○中小企業融資制度対策事業

体 系	5.経済活動の機能維持
	5-2サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
施 策 プ ロ グ ラ ム	5-2-1流通拠点の機能強化
	○物流拠点の機能強化 大規模の物流拠点はないため、各事業所の備えを呼び掛ける。
推 進 事 業 名	特になし

成果指標

5. 経済活動の機能維持

内容	指標
・求職情報提供の個所数	R5：5箇所
・スキルアップ研修の実施状況	R5：8講座 10名
・労働人口に対する就業人口割合	R5：96%

体系	6.二次災害の抑制
	6-1農地・森林等の荒廃による被害の拡大
施策プログラム	6-1-1森林・河畔・湿原等の保水湧水機能の保全
	○森林の整備・保全 大規模自然災害による森林の荒廃を防ぐために、森林環境譲与税等を活用し森林整備の担い手確保や育成、造林間伐等適切な森林管理を推進する。 しれとこ100平方メートル運動を推進し、開拓跡地における森林復元を進める。 鳥獣による被害を受けた森林等は健全性が低下し荒廃することで災害発生につながる恐れがあることから、未然に防止するため鳥獣被害対策を推進する。 ○知床世界自然遺産の保全 世界自然遺産登録地域及び周辺地域の適切な保全は、森林の有する保水能力による減災、防災機能を有することから引き続き関係機関と連携を取りながら、保全とその価値の啓発に努める必要がある。
推進事業名	○町有林整備事業 ○民有林整備事業 ○水源涵養林取得事業 ○斜里町森林整備推進事業 ○しれとこ100平方メートル運動地森林再生推進事業 ○世界自然遺産対策事業 ○自然環境保護管理対策事業 ○国立公園内園地管理事業

○重点施策項目

体 系	6.二次災害の抑制
	6-1農地・森林等の荒廃による被害の拡大
施 策 プ ロ グ ラ ム	6-1-2農地・農業水利施設等の保全管理
	○農地等の保全管理 地域の中心的な経営体である担い手に円滑に農地を集積・集約化し、優良農地の保全と効率的な農地利用に努めていく。 農業がもつ多面的機能を発揮させるため、関係機関との連携により適正な管理を推進する。また、災害時における農地被害を低減し、農業生産体制を維持するため、排水機場、畑地かんがい施設、地域営農用水の適正な管理と計画的な整備・更新を図る。 再生可能エネルギーの活用により農業水利施設管理費の縮減を図る。 ○森林の保全管理 大規模自然災害による山地の荒廃を防止するために、森林の適切な整備保全に取り組む必要があるため、人工林については造林や間伐等の整備を効果的に実施し、さらに林業の担い手確保や育成の取組みを進める。
推 進 事 業 名	○農業委員会交付金事業（農地法等にもとづく許認可の実施） ○農地利用最適化推進交付金事業（農地等の利用調整、農地保有の合理化） ○農地中間管理事業（機構集積支援事業） ○多面的機能支払事業（農地の維持保全） ○基幹水利施設維持管理事業（農業水利施設の保全管理） ○地域用水環境整備事業（小水力発電整備） ○農業水路等長寿命化・防災減災事業（維持管理の省力化） ○農業農村整備事業（国営かんがい排水事業、道営畑総事業、農道整備事業） ※再掲 ○農村地域防災減災事業（農業用施設等の整備） ※再掲 ○農山漁村地域整備交付金事業（農山漁村の防災減災対策） ※再掲 ○森林整備事業 ○林業・木材産業構造改革事業 ○木質バイオマス資源活用促進事業 ○未来につなぐ森づくり推進事業費補助 ○町有林整備事業 ○町有林管理調査事業 ○斜里町森林整備推進事業

○重点施策項目

成果指標

6. 二次災害の抑制

内容	指標
・自然環境や野生動物対策に対する満足度	R5：3.42pt
・100平方メートル運動の森・トラスト参加件数（累計）	R5：25,000件
・野生鳥獣による農業被害額（年間）	R5：30,000千円
・定点環境測定個所数	R5：1箇所以上

体 系	7.迅速な・復旧復興等
	7-1災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
施 策 プ ロ グ ラ ム	7-1-1災害廃棄物の処理体制の整備
	○災害廃棄物の処理体制の整備 大規模自然災害時に備え、災害廃棄物処理計画を策定する。 災害廃棄物は、平時における産業廃棄物が市町村が処理すべき廃棄物となることから、円滑な処理を目的とした産業廃棄物処理業者との協定を締結する。 ○廃棄物処理施設の整備 大規模自然災害時においても迅速かつ適正な処理が行われるよう計画的に施設管理、整備を推進する。 災害廃棄物の一時堆積場の確保を目指す。
推 進 事 業 名	○斜里町災害廃棄物処理計画策定事業 ○一般廃棄物処理資源化施設修繕事業 ○堆肥化施設修繕事業 ○一般廃棄物処理基本計画策定事業

○重点施策項目

体 系	7.迅速な・復旧復興等
	7-1災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
施 策 プ ロ グ ラ ム	7-1-2地籍調査の実施
	○地籍調査の実施 大規模自然災害発生後の迅速な復旧、復興を図るためには、過去に実施した地籍調査及びその後の土地異動を把握する必要がある。 そのため、常に最新の土地境界座標を町で管理しているが、地震災害などの場合、境界座標が変動する恐れがあるので、速やかに官民境界や道路境界などの境界の更正及び復元（設定）を行う体制を構築する。
推 進 事 業 名	○地籍調査事業

体 系	7.迅速な・復旧復興等
	7-2復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
施 策 プ ロ グ ラ ム	7-2-1災害対応に不可欠な建設業との連携
	災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、若年者などの担い手育成・確保、技術力向上など、関係団体等と連携した取り組みを推進する。
推 進 事 業 名	

体系	7.迅速な・復旧復興等
	7-2復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
施策プログラム	7-2-2行政職員等の活用促進
	○技術職員による応援体制 「斜里町地域防災計画」及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」ほか、道内外自治体との相互支援協定等において、自治体職員による相互応援体制は確立されており、災害ボランティア等との役割分担や受入れ体制の構築を図る。
推進事業名	○自治体間の災害時相互応援協定に関する協定の締結

○重点施策項目

成果指標

7. 迅速な復旧復興等

内容	指標
・ごみ処理や資源リサイクル対策に対する満足度	R5：3.80pt
・一日一人あたりごみ排出量（年間）	R5：395g 以下
・ごみの排出量（年間）	R5：4,380t
・リサイクル率	R5：70%以上
・幸福度調査における地域社会との関係への満足度	R5：3.7
・町民アンケートにおける町政に積極的に参加したいと思う町民の割合	R5：10%

第6章 計画の推進管理

1. 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化地域計画」及び「北海道強靱化計画」との調和を図る必要がある。さらに第6次斜里町総合計画と連携も必要であることから、第6次計画の計画年限との整合性を図り、概ね3年（令和2年～5年）とする。

また本計画は、斜里町他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけられるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2. 計画の推進方法

施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

《施策ごとの推進管理に必要な事項》

- ・当施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・指標の達成状況

P D C Aサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというP D C Aサイクルを構築し、斜里町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【地域強靱化のための脆弱性評価結果一覧】

体系	1.人命の保護
	1-1地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
脆弱性評価結果	1-1-1住宅・建築物等の耐震化
	○民間建築物の耐震化 民間建築物住宅の耐震化率は令和2年度までに95%とする目標値とし、住宅耐震改修補助事業を継続することで、耐震化率を高める必要がある。 ○建築物の耐震化 耐震改修促進法14条1号の多数の者が利用する建物の耐震化率は、平成27年度末で95.2%となっており、引き続き住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。
評価指標	○公共施設耐震化率
関連する既存計画等	○斜里町公共施設等総合管理計画

体系	1.人命の保護
	1-1地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
脆弱性評価結果	1-1-2建築物等の老朽化対策
	○公共建築物の老朽化対策 人口減と人口構成の変化に伴い、将来にわたり現在の規模の公共施設等を維持し続けることが困難であるため、斜里町公共施設等総合管理計画に基づき計画的な維持管理を行っていく必要がある。 ○民間建築物の老朽化・空家対策 管理不十分な空家等の増加は、大規模自然災害時に家屋の倒壊による通行人への被害の発生等が考えられ、今後とも空家等の所有者に対し意識を醸成するための広報やホームページによる周知の取り組みが必要であり、被害が想定される危険な家屋については、行政による対応も視野に入れなければならない。 また、空家とならないよう、住宅リフォームの推進を図る必要がある。
評価指標	○公共建築物の老朽化率 ○リフォーム利用累計件数（H25～R5）440件の利用 ○空家の利活用件数（快適住まいのリフォーム事業の中古住宅リフォーム）年間1件以上
関連する既存計画等	○斜里町公共施設等総合管理計画 ○個別施設計画 ○快適住まいのリフォーム事業

体系	1.人命の保護
	1-1地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
脆弱性評価結果	1-1-3避難場所等の指定・整備
	○避難場所の指定・整備 斜里町地域防災計画に基づき、避難所を指定している。今後は町民への周知を徹底するため、防災マップやHP、防災訓練等で認知度を高める他、社会状況の変化や新たな被害想定の設定がなされた際には、見直しや整備を行う必要がある。 ○福祉避難所の指定 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学級設置の町立学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定している。今後も町内社会福祉法人等の運営法人の協力を受けて2次的な福祉避難所の確保に努める必要がある。
評価指標	○指定避難所数26施設（地震22か所、洪水17か所、津波11か所） ○一時避難先数30か所 ○福祉避難所数7か所 ○津波一時避難ビル9か所
関連する既存計画等	○斜里町地域防災計画

体系	1.人命の保護
	1-1地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
脆弱性評価結果	1-1-4緊急輸送道路等の整備
	○緊急輸送路等の整備 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路について、関係機関と連携して整備する必要がある。また、町が管理している緊急輸送道路等の橋梁については、耐震化を含めて、「斜里町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた計画的な修繕を推進する必要がある。 ○緊急輸送路等の無電柱化 緊急輸送道路や避難路等については、被災直後から発生する緊急輸送や避難を阻害することのないよう、倒木の恐れのある街路樹の更新等の取り組みを推進する必要がある。
評価指標	○緊急輸送路橋梁数 ○橋梁点検率
関連する既存計画等	○斜里町道路管理計画 ○斜里町橋梁長寿命化修繕計画

体系	1.人命の保護
	1-1地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
脆弱性評価結果	1-1-5地盤等の情報共有
	○大規模盛土造成地の情報提供
評価指標	○大規模盛土造成地（国土交通省調査において町内に該当箇所なし）
関連する既存計画等	

体系	1.人命の保護
	1-2火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	1-2-1警戒避難体制の整備
	○火山噴火に対する警戒避難体制の整備 火山災害危険箇所マップにおいて、危険箇所、予想される被害や警戒事項を公表していることから、これらの周知を図る必要がある。 ○土砂災害に対する警戒避難体制の整備 土砂災害危険区域指定箇所マップにおいて、危険箇所等を公表していることから、これらの周知を図る必要がある。
評価指標	○土砂災害警戒危険区域指定箇所数 ○大規模盛土造成地（国土交通省調査において町内に該当箇所なし） ○火山災害指定避難所数（2か所）
関連する既存計画等	○火山災害危険箇所マップ ○土砂災害危険区域指定箇所マップ

体系	1.人命の保護
	1-2火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	1-2-2砂防設備の整備
	○砂防設備等の整備 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などの土砂災害の恐れのある箇所の内、朱円・峰浜地区及びウトロ地区の土石流危険渓流を中心に、計N = 15基の砂防施設が整備されているが、急傾斜地崩壊防止施設については、未整備となっている。 また、砂防施設の内、半数以上は整備から30年以上が経過していることから、今後、土砂堆積などによる機能及び性能の低下が懸念される。
評価指標	○土砂災害警戒危険区域指定箇所数
関連する既存計画等	○土砂災害警戒区域指定箇所マップ ○斜里町地域防災計画

体系	1.人命の保護
	1-3大規模津波等による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	1-3-1津波避難体制の整備
	○津波ハザードマップの作成 標高分布マップ、津波浸水区域マップ等を作成公表していることから、これらの更なる周知を図る必要がある。 ○津波避難ビルの指定 津波一時避難ビルを9か所指定し公表しているが、これらの周知を図り、必要に応じて追加等の見直しを行う必要がある。
評価指標	○津波避難所個所数11か所 津波一時避難ビル9か所
関連する既存計画等	○斜里町地域防災計画 ○津波浸水区域マップ ○標高分布マップ

体系	1.人命の保護
	1-3大規模津波等による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	1-3-2海岸保全施設等の整備
	○海岸保全施設等の整備 集落（峰浜市街地やウトロ西地区）や漁業施設等の保全対象施設を守るため、町内には計N＝6箇所の海岸保全施設があるが、大栄地区から峰浜地区までの延長約20kmの間に点在している漁業施設の多くが、海岸保全施設が未整備となっている。
評価指標	
関連する既存計画等	○斜里町地域防災計画

体系	1.人命の保護
	1-4異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
脆弱性評価結果	1-4-1洪水・内水ハザードマップの作成
	○洪水内水ハザードマップの作成 洪水ハザードマップを作成し公表しているが、今後さらなる周知を図るほか、社会状況の変化や新たな被害想定の設定がなされた際には、見直しや整備を行う必要がある。
評価指標	○洪水避難所箇所数17か所
関連する既存計画等	○斜里川洪水ハザードマップ

体系	1.人命の保護
	1-4異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
脆弱性評価結果	1-4-2河川改修等の治水対策
	○斜里川広域河川改修等の治水対策 斜里川広域河川改修工事は、平成19年度から行われているが、三井北地区（猿間川右岸）や以久科南地区（秋の川右岸）に無堤防地区があるなど、工事完成までに当分の時間を要する。 ○普通河川の維持管理 町が管理している普通河川の多くは、原始河川であるが、近年、原始河川でも増水などにより河川が溢水し、農地の浸水などの被害が生じている。 またシマトッカリ川、マクシベツ川、海別川などの護岸整備が完了している河川も増水による溢水が生じている。 ○中斜里地区の内水対策 中斜里市街地は、斜里川、猿間川に囲まれた低湿地に形成されており、河川増水時、排水流末である中斜里排水樋門などを全閉してしまうと、中斜里市街地が浸水する恐れがあるため、ポンプ施設を整備し、強制排水している。 しかし、近年の短時間集中豪雨など異常気象に排水能力が追いついていない。
評価指標	
関連する既存計画等	

体 系	1.人命の保護
	1-5暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
脆 弱 性 評 価 結 果	1-5-1暴風雪時における道路管理体制の強化
	○暴風雪時における道路管理体制 通常時は、除雪出動基準に基づき、効率的、効果的な道路管理に努めているが、暴風雪時は、視界不良により、除雪作業不能となり、郊外の路線を中心に視程障害や吹きだまりによる立ち往生が継続し、昼夜問わず消防、警察から緊急車両出動に伴う除雪車両先導の要請に対応している現状にある。
評 価 指 標	
関 連 す る 既 存 計 画 等	

体 系	1.人命の保護
	1-5暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
脆 弱 性 評 価 結 果	1-5-2除排雪体制の確保
	○除雪体制の確保 安定した除排雪体制を構築するためには、除雪機械の計画的な更新及び熟練したオペレータの確保が必要不可欠であるが、近年、オペレータの高齢化が進んでいる。 しかし、オペレータの育成に数年を要すること、また除排雪の主たる担い手である建設業界を取り巻く雇用情勢の変化が安定的な除排雪体制の妨げとなっている。
評 価 指 標	○道路除雪延長数
関 連 す る 既 存 計 画 等	

体系	1.人命の保護
	1-6積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害拡大
脆弱性評価結果	1-6-1冬季も含めた帰宅困難者対策
	○避難所対策 冬季を想定した暖房器具等資器材の備蓄、暖房設備の電源確保のための非常電源の整備の他、協定の締結による旅館やホテルといった民間施設の借り上げ等、多様な避難所確保に努める必要がある。
評価指標	○備蓄非常用発電機 10台 ○民間宿泊施設等の一時避難所使用協定締結施設数 7施設 ○災害時物資供給に関する協定締結数 ○民間宿泊施設等の一時避難所使用協定締結施設数 7施設
関連する既存計画等	○斜里町地域防災計画

体系	1.人命の保護
	1-6積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害拡大
脆弱性評価結果	1-6-2積雪寒冷を想定した避難所等の対策
	○積雪寒冷を想定した避難所等の対策 冬季を想定した暖房器具等資器材の備蓄、暖房設備の電源確保のための非常電源の整備の他、協定の締結による旅館やホテルといった民間施設の借り上げ等、多様な避難所確保に努める必要がある。
評価指標	○毛布・暖房器具等の備蓄数 ○備蓄非常用発電機10台 ○災害時物資供給に関する協定締結数
関連する既存計画等	○斜里町地域防災計画

体系	1.人命の保護
	1-7情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
脆弱性評価結果	1-7-1関係機関の情報共有化
	○災害時における情報連絡体制の確保 災害時要配慮者や観光客等一次滞在者、外国人を含め確実にわかりやすい情報伝達ができる体制の確立のため、情報収集・伝達手段の多重化・多様化に努める必要がある。 町防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話（ほっとメール@しゃり）も含め、要配慮者にも配慮した運用体制を確立する必要がある。 ○防災情報共有システムの運用 国の全国瞬時警報システム（Jアラート）や、緊急情報ネットワーク（Em-net）、北海道防災情報提供システムにおける今後一層の効果的な運用に向け、監視機器の整備等を進める必要がある。
評価指標	○同報系防災行政無線の設置数 ○災害対策用衛星携帯電話数 ○防災情報共有システムの導入数 ○ほっとメール@しゃり登録者数
関連する既存計画等	○斜里町地域防災計画

体系	1.人命の保護
	1-7情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
脆弱性評価結果	1-7-2住民等への情報伝達体制の強化
	○地域コミュニティの強化 災害発生時における「自助」「公助」に加え「共助」は最低限の住民間の繋がりとして重要なため、住民自治の原点である自治会の加入促進を積極的に進める必要があり、さらに学校や地域などとも一体となった連携体制の確立が必要。 ○住民等への情報伝達体制の強化 平常時から避難場所や集合場所など家族間での情報共有を行い、さらに隣近所との声かけにより、自治会内における伝達体制の強化が図られる。また、防災無線やホームページによる情報伝達と合わせ、「ほっとメール@しゃり」の積極的な活用のため、自治会内における登録についての周知が必要。
評価指標	○自治会加入率 77.18%（R1.6月末現在）
関連する既存計画等	

体 系	1.人命の保護
	1-7情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
脆 弱 性 評 価 結 果	1-7-3観光客に対する情報伝達体制の強化
	○外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化 外国人を含む観光客に特化された情報伝達体制は構築されていない現状にある。同報系無線（サイレン含む）や携帯キャリアによるエリアメール、町独自の同報メールなどによって配信された情報に基づき、観光施設、宿泊施設などが観光客に対して情報提供を行っている。携帯通信が届かないエリアがあり、課題となっている。 ○道の駅等における情報発信の強化 観光施設での情報発信は年々強化され、対外的にも高評価を得ているが、上記の方法での伝達経路となっている。また、外国語対応がされていないなどの課題もある。
評 価 指 標	ほっとメール@しゃり登録者数 消防指令台多言語対応システム導入予定
関 連 す る 既 存 計 画 等	

体系	1.人命の保護
	1-7情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
脆弱性評価結果	1-7-4高齢者等の要配慮者対策
	○避難行動要支援者対策 随時、最新の避難行動要支援者名簿を提供するため、システムの保守更新を行う必要がある。 また、自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取り組みをさらに促進する必要がある。
評価指標	○避難行動要支援者 個別計画 検討組織数
関連する既存計画等	○斜里町地域福祉計画

体系	1.人命の保護
	1-7情報伝達の不備・途絶による死傷者の拡大
脆弱性評価結果	1-7-5地域防災活動、防災教育の推進
	○地域防災活動の推進 防災意識向上のため、自治会や団体、企業等に対し出前講座を推進する必要がある。 ○消防団の活動体制の強化 地域防災の中軸となる消防団の活用体制の充実のため、人員確保や技術向上、大規模災害を想定した教育訓練等を進める必要がある。 ○防災教育の推進 定期的な避難訓練の他、防災啓発資料等を活用した防災教育や防災体験学習を進める必要がある。
評価指標	○防災訓練実施学校割合 ○防災事業実施率 ○自主防災組織率 ○地域防災計画策定率 ○応急手当講習の受講者数382名（R1） ○防火講習の受講者数1回48名（R1） ○住宅用火災警報器普及率79.6%（R1）
関連する既存計画等	

体系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-1-被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
脆弱性評価結果	2-1-1物資供給等に係る連携体制の整備
	○物資供給等に係る連携体制の整備 物資供給をはじめ医療、救助、救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、民間企業、団体等との間で物資供給に関わる協定を締結していることから、連携、応援体制の整備に努める必要がある。 ○地理的に離れた市町村との災害時応援協定の締結 大規模災害時に備え、道外遠隔地の自治体と災害時応援協定を締結していることから、連携、連絡体制の整備に努める必要がある。 ○海上輸送体制の整備 陸路の遮断によりウトロ地区への陸上輸送が不可能な事態が生じた場合には、ウトロ漁港を海上輸送の基地として、巡視艇等による傷病者や、医療関係者、避難者、物資の緊急輸送を検討するが、ウトロ漁港は大規模災害後に対応する施設が未整備であることから、耐震化岸壁および背後道路・用地の液状化対策を強化する必要がある。
評価指標	○耐震岸壁の整備 現状L=0m →目標L=70m ○耐震道路の整備 現状L=0m →目標L=513m
関連する既存計画等	○斜里町地域防災計画 ○岩手県住田町との災害時における相互応援に関する協定 ○環境自治体会議災害支援協定 ○北見地区トラック協会との緊急時における輸送業務に関する協定 ○災害時における生活関連物資の供給に関する協定 ○災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定 ○災害時における石油類の供給等に関する協定 ○災害時の物資供給及び店舗営業にの継続又は早期再開に関する協定 ○ウトロ地域マリンビジョン計画 ○斜里町地域浜の活力再生プラン ○斜里町地域における水産業の生産・流通に関する事業継続計画（BCP） ○直轄特定漁港漁場整備事業（ウトロ漁港）

体系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-1-被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
脆弱性評価結果	2-1-2非常物資の備蓄推進
	○非常用物資の備蓄促進 町内各所に備蓄倉庫を配置し、当面の必要資材を備蓄している他、民間企業や団体と速やかな物資供給再開に関する協定を締結している。各家庭、事業所における3日間程度の非常物資備蓄を啓発する他、備蓄倉庫における備蓄内容の定期的な見直し、メンテナンス等を行う必要がある。
評価指標	○防災倉庫設置箇所数（6か所） ○物資支給に係る災害時協定締結数（8団体） ○食糧・飲料水の備蓄状況 ○非常用飲料水袋備蓄数（市街200、ウトロ250）
関連する既存計画等	○斜里町地域防災計画

体系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-2消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
脆弱性評価結果	2-2-1防災訓練等による救助・救急体制の強化
	○防災訓練等の実施 斜里町総合防災訓練を3年に1回実施しているが、過去の課題を踏まえ、より実践的な訓練環境となるよう検討を進める必要がある。 ○消防職員の育成 年齢構成の変化に対応した研修や、教育訓練、資格取得等を進め、計画的な人材育成が必要である。
評価指標	○総合防災訓練実施数 3年に1回 ○消防団員の充足率 ○救急救命士資格取得者数
関連する既存計画等	○斜里町地域防災計画

体 系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-2消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
脆 弱 性 評 価 結 果	2-2-2自衛隊体制の維持・拡充
	○自衛隊体制の維持・拡充 災害発生時における迅速な支援のため、日頃から情報共有を図っておく必要がある。
評 価 指 標	○斜里町防災会議開催数 ○斜里町国民保護協議会議開催数
関 連 す る 既 存 計 画 等	○大規模災害時の連携に係る協定書（北海道・陸上自衛隊北部方面隊） ○北海道広域消防相互応援協定

体系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-2消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
脆弱性評価結果	2-2-3救急活動等に要する情報基盤、資器材の整備
	○救急活動等に要する情報基盤、資器材の整備 指令装置、デジタル無線等情報基盤資器材の整備維持、ポート、ホース、呼吸器用ポンペ等救急活動に要する資器材の増強、分署庁舎の補修等消防活動拠点の機能維持、消化栓等消火活動に要する施設の維持増設の他、消防車両とその備品類の更新等を計画的に進める必要がある。
評価指標	○空気呼吸器ポンベ数（5年更新予定数10本）○消防用ホース（5年更新予定数100本） ○水難救助ポート（H5年製）○携帯無線機増設9台→12台 ○消防水利の面積充足率（62.7%）
関連する既存計画等	○消防指令装置維持計画 ○消防車両更新計画 ○消防水利更新計画 ○消防車両タイヤ更新計画 ○消防用ホース更新計画

体 系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-3被災地における医療・福祉機能等の麻痺
脆 弱 性 評 価 結 果	2-3-1被災時における医療支援体制の強化
	○被災時の医療支援体制の強化 ・ 町内唯一の病床を有する国保病院における救急受け入れ体制の維持が必要である。 ・ 施設・設備の更新、維持管理に努めるとともに、自家発電設備の拡充など医療資機材整備を図り、災害時における病院機能の確保・強化が必要である。 ・ 医療スタッフの充実を図るとともに「地域連携室」を設置し、地域の保健・医療・福祉のネットワーク及び北網圏域内の連携強化・協力体制づくりが必要である。 ○地域災害拠点病院の体制強化 ・ 北網圏域内の「地域災害拠点病院」である北見赤十字病院及びJA北海道厚生連、網走厚生病院との連携強化・協力体制づくりが必要である。
評 価 指 標	○「網走地域救急医療対策協議会」参画 ○北網圏域内の中核病院との「J o i n（画像情報共有）」接続【北見赤十字病院・道立北見病院とは接続済み】 ○「業務継続計画（BCP）」の策定 ○「地域連携室」の設置（令和2年度） ○「地域包括ケア病床」の導入（令和3年度）
関 連 す る 既 存 計 画 等	○新斜里町国保病院改革プラン【計画期間：平成30年度～令和2年度】＊新計画策定予定 ○斜網地域の救急医療体制づくりにかかる協定書【平成23年4月1日付け締結】

体系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-3被災地における医療・福祉機能等の麻痺
脆弱性評価結果	2-3-2災害時における福祉的支援
	○災害時における福祉的支援 ・外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取り組みを推進する必要がある。 ・災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。 ・社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者、障害がある人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」としての協定締結及び施設の充実を促進するとともに、町の福祉施設の充実を図る必要がある。
評価指標	○社会福祉施設の防災資機材整備 ○福祉避難所マニュアルの作成 ○情報機器の整備（Wi-Fi・BSアンテナ設置）
関連する既存計画等	

体系	2.救助・救急活動等の迅速な実施
	2-3被災地における医療・福祉機能等の麻痺
脆弱性評価結果	2-3-3防疫対策
	○防疫対策 ・災害時の感染症の発生・蔓延を防止するため、定期予防接種の接種率向上に努めるとともに、避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、消毒薬剤やマスクなどの備蓄を推進する必要がある。 ○応急トイレの整備 ・避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。 ・マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」を整備する必要がある。
評価指標	○予防接種接種率 ○簡易トイレ備蓄数 ○災害用トイレ備蓄数 ○マンホールトイレ設置数
関連する既存計画等	○健康増進計画 ○新型インフルエンザ等対策行動計画

体系	3.行政機能の確保
	3-1町内外における行政機能の大幅な低下
脆弱性評価結果	3-1-1行政の業務継続体制の整備
	○行政施設の機能維持 災害時の行政機能の維持と速やかな復旧体制を構築するために、庁舎の耐震化と非常用電源の整備を進めている他、災害時に拠点となる公共施設についても、非常用電源等の必要な施設整備を進めている。 ○業務継続体制の整備及び災害対策本部機能の強化 BCP（業務継続計画）の他、各種マニュアル等の策定を早急に行う必要がある。 ○ICT部門における業務継続体制の整備 自治体クラウドの導入に向けた具体的検討が必要である。
評価指標	○BCP計画策定率 ○アンケート調査による「防災・災害対策」の満足度
関連する既存計画等	○斜里町公共施設等総合管理計画

体系	3.行政機能の確保
	3-1町内外における行政機能の大幅な低下
脆弱性評価結果	3-1-2広域応援・受援体制の整備
	○広域応援・受援体制の整備 岩手県住田町をはじめとする自治体間相互の応援協定を締結していることから、その効果的な運用を行うために受援体制の整備を進める他、社会福祉協議会等の関係団体と連携を取りながら、ボランティアの受け入れ体制についても、整備を進める必要がある。 消防広域応援隊、緊急消防援助隊、DMAT(災害派遣医療チーム)受け入れ体制の整備、ドクターヘリ、消防防災ヘリ等のRPの追加検討等が必要である。
評価指標	○緊急消防援助隊数(6255隊) H31 /4 斜里地区除く ○相互応援に関する協定締結自治体数 ○消防広域応援隊数(373隊-57消防本部) 斜里地区を除く ○ドクターヘリRP 13か所→20か所
関連する既存計画等	○岩手県住田町との災害時における相互応援に関する協定 ○環境自治体会議災害支援協定 ○災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

体系	3.行政機能の確保
	3-1町内外における行政機能の大幅な低下
脆弱性評価結果	3-1-3地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮
	○北海道のバックアップ機能の発揮 三大都市圏との同時被災の可能性が少ない地域特性を踏まえた上で、北海道の策定した「北海道バックアップ拠点構想」に沿った事業を推進していく必要がある。 ○姉妹町、友好都市、災害支援協定自治体との相互支援
評価指標	○自治体間との災害時応援協定締結数
関連する既存計画等	

体系	4.ライフラインの確保
	4-1エネルギー供給の停止
脆弱性評価結果	4-1-1再生可能エネルギーの導入拡大
	○再生可能エネルギーの導入拡大 災害時のバックアップとしての機能も期待できることから、蓄電との組み合わせによる再生可能エネルギーの導入拡大や未利用資源の利用検討を図る必要がある。
評価指標	○公共施設における再生可能エネルギーの導入施設数4件
関連する既存計画等	○斜里町地球温暖化防止実行計画 ○斜里町環境基本計画

体系	4.ライフラインの確保
	4-1エネルギー供給の停止
脆弱性評価結果	4-1-2電力基盤等の整備
	○電力基盤等の整備 災害時の早期の復旧に繋がることから、関係機関と連携して取り組む必要がある。 ○省エネ・ピークカットの推進 再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入促進を図り、公共施設の省エネ対策実施や民間への省エネ対策・設備の導入促進に取り組む必要がある。
評価指標	○公共施設への再生可能エネルギー導入施設数4件 ○クールチョイス賛同数（累計2,172件）
関連する既存計画等	○斜里町地球温暖化防止実行計画 ○斜里町環境基本計画

4.ライフラインの確保
4-2食料の安定供給の停滞
4-2-1食料生産基盤の整備
○農業の担い手確保 離農による農家戸数の減少や高齢化等により、農地や農業用施設の維持が困難になることが懸念されるため、担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。 ○水産業の担い手確保 漁家戸数の減少や高齢化等により、漁業経営や技術継承が困難になることが懸念されることから、担い手の確保・育成が必要である。 ○農業水産業の生産基盤の整備 農業の経営効率化に向けた農地の大区画化などの農業生産基盤の整備が必要であるが、老朽化した農業水利施設や鳥獣被害防止柵等は経年劣化による機能低下が進んでおり、計画的な更新・整備が必要である。 水産業は関連する水産加工業を含めて地域経済を維持する重要な産業であるが、その基盤である漁港や関連施設については災害に備えた整備が進んでいない上、経年劣化等による機能低下も進んでいることから、計画的な整備が必要である。 ○スマート農業の推進 農業における作業負担の軽減と収益率向上、労働力不足等の課題に対応した次世代農作業体系の確立と平準化の取り組みが必要であることから、スマート農業の仕組みを支える農村部の情報通信環境について、さらなる充実が必要である。
地域食料自給率 現状（H30） 2,076% → 目標（R6） 2,200% 農家戸数 現状（H30） 255戸 → 目標（R5） 245戸 認定農業者数 現状（H30） 249戸 → 目標（R5） 245戸 法人経営体数 現状（H30） 14経営体 → 目標（R5） 23経営体 新規就農者数 現状（H25～H29） 27人 → 目標（R2～R6） 30人 農業農村整備事業実施地区数 現状（R1） 6地区 → 目標（R6） 7地区 ウトロ漁港、知布泊漁港、斜里漁港整備一式 BCP訓練の実施 1 回/年
○第5次斜里町農業・農村振興計画 ○斜里町農業経営基盤強化に関する基本構想 ○斜里町農業振興地域整備計画 ○斜里町鳥獣被害防止計画 ○斜里町人・農地プラン ○斜里町酪農肉用牛生産近代化計画 ○ウトロ地域マリンビジョン計画 ○斜里町地域浜の活力再生プラン ○斜里町地域における水産業の生産・流通に関する事業継続計画（BCP） ○直轄特定漁港漁場整備事業計画（ウトロ地区） ○北海道第3種及び第4種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画（ウトロ地区） ○北海道第3種及び第4種漁港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画（知床岬地区） ○網走（斜里）地区水産物供給基盤機能保全事業基本計画 ○網走（知布泊）地区水産物供給基盤機能保全事業基本計画

体系	4.ライフラインの確保
	4-2食料の安定供給の停滞
脆弱性評価結果	4-2-2地場産品の付加価値向上と販路拡大
	○地場産品の販路拡大 災害時においても食料の供給を安定的に行うため、平時においても生産力向上と販路の拡大により、一定の生産量を確保する必要がある。
評価指標	
関連する既存計画等	○第5次斜里町農業・農村振興計画 ○ウトロ地域マリンビジョン計画 ○斜里町地域浜の活力再生プラン ○直轄特定漁港漁場整備事業（ウトロ漁港）

体系	4.ライフラインの確保
	4-3上下水道等の長期間にわたる機能停止
脆弱性評価結果	4-3-1水道施設等の防災対策
	○水道事業の危機管理体制の整備 今後、早期に防災減災へ対応する、資器材調達費用、人的配置や協力体制の計画を災害の種類別に組立て整備し、強化する必要がある。 ○水道施設等の耐震化、老朽化対策等 浄水貯水施設の耐震化は改築更新等により耐震化が進んでいるが、管渠の耐震化が進んでいないため、今後の更新計画策定の中で、耐震管への更新を進める必要がある。
評価指標	○配水池における緊急遮断弁数 ○耐震型防火水槽数 ○耐震対策適合浄水施設能力 ○耐震対策適合配水池容量 ○水道管路の耐震化率 ○老朽化更新率
関連する既存計画等	

体系	4.ライフラインの確保
	4-3上下水道等の長期間にわたる機能停止
脆弱性評価結果	4-3-2下水道施設等の防災対策
	○下水道事業の危機管理体制の整備 人的配置や協力体制の計画を災害の種類別に組立てた業務継続計画の追加を行い、危機管理マニュアル等を整備する必要がある。 ○下水道施設等の耐震化、老朽化対策等 建設から40年以上経過した各種施設であり財政状況に合わせ長寿命化等対策をしているので、機械設備の老朽化更新が優先されており耐震化まで進んでいないことから、建築物や管渠の更新の際には基本的に耐震化対応とする。 ○合併浄化槽の設置促進 下水道事業計画以外における生活排水等が公共用水域に流出することを防止するためにも、くみ取りから合併処理浄化槽の設置換えを一層推進する必要がある。
評価指標	○下水道施設耐震補強実施済箇所数 ○下水道管路耐震化率 ○下水老朽管路調査延長 ○公共下水道不明水調査率 ○合併浄化槽設置数20基
関連する既存計画等	

体系	4.ライフラインの確保
	4-4町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
脆弱性評価結果	4-4-1交通ネットワークの整備
	○交通ネットワークの整備 北海道横断自動車道網走線の早期整備や女満別空港の活性化と空港アクセスの利便性向上、ＪＲ釧網本線の路線維持等、社会環境の変化に対応した交通ネットワークの整備が必要である。 ○地域公共交通の整備 人口減少や自動車保有率の増加により衰退した地域公共交通については、災害発生時に多くの移動困難者の移送にも重要な手段となるため、地域内における公共交通の重要性を再認識し、平常時から利便性の向上を図り、さらに、災害に強い新たな地域交通の在り方について検討していくことが必要。
評価指標	○都市計画道路整備率
関連する既存計画等	○斜里町地域公共交通網形成計画

体系	4.ライフラインの確保
	4-4町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
脆弱性評価結果	4-4-2道路施設の防災対策等
	○道路施設の防災対策 道路、橋梁、道路付属物等の定期的な点検を実施し、健全性を診断すると共に、損傷が確認された施設について施設毎の長寿命化計画等に基づき、計画的な施設の補修・更新が必要である。 ○空洞化による路面陥没の危険 ○地下埋設物の維持管理 ・老朽化した防火水槽の撤去更新
評価指標	○橋梁点検率 ○下水道老朽管路調査延長
関連する既存計画等	○斜里町道路管理計画 ○斜里町橋梁長寿命化修繕計画

体 系	4.ライフラインの確保
	4-4町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
脆 弱 性 評 価 結 果	4-4-3広域的な公共交通の維持
	○鉄道の維持 釧網本線の路線存続に向け、利用増につながる利用活性化施策を検討する必要がある。 ○空港とのアクセス 女満別空港の利用活性化のため、アクセス利便性の向上を図る必要がある。
評 価 指 標	
関 連 す る 既 存 計 画 等	○JR釧網本線維持活性化沿線協議会 ○女満別空港利用促進協議会

体系	5.経済活動の機能維持
	5-1サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
脆弱性評価結果	5-1-1リスク分散を重視した企業立地等の推進
	○企業誘致の推進 企業誘致を進めたい考えはあるものの、災害やリスク分散を加味した計画化には至っていない。都市計画（工場団地造成）改定時などに調整していく必要がある。
評価指標	○誘致施策を活用した企業数
関連する既存計画等	○誘致施策を活用した企業数

体系	5.経済活動の機能維持
	5-1サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞停止
脆弱性評価結果	5-1-2企業の業務継続体制の強化
	○企業の業務継続体制の強化 災害時における企業の業務継続体制の強化のため、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を呼びかける。 ○被災企業等への金融支援
評価指標	○企業のＢＣＰ策定数
関連する既存計画等	

体系	5.経済活動の機能維持
	5-1サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
脆弱性評価結果	5-1-3被災企業等への金融支援
	○被災企業等への金融支援 災害や金融危機の発生時には、町内・全道・全国レベル等、経済活動への影響の度合いによって、町内企業・事業所の資金繰りに甚大な影響が出る生じることがある。情勢判断によるが緊急融資枠の設定を行い、対処する必要がある。
評価指標	○緊急時融資件数
関連する既存計画等	○斜里町商工業振興計画

体系	5.経済活動の機能維持
	5-2サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞停止
脆弱性評価結果	5-2-1流通拠点の機能強化
	○物流拠点の機能強化 道路の通行止めなどにより、物流が寸断される恐れがある。斜里町は、北海道の端に位置するため、都市部からの物の流入が停滞することが町民生活及び企業活動の停滞を招くことになりえるので、物流寸断時の備えを企業に呼びかける一方で、農水産物の製造業に対しては出荷停止の備えも促す必要がある。
評価指標	特になし
関連する既存計画等	斜里町地域防災計画

体 系	6.二次災害の抑制
	6-1農地・森林等の荒廃による被害の拡大
脆 弱 性 評 価 結 果	6-1-1森林・河畔・湿原等の保水湧水機能の保全
	○森林の整備・保全 大規模自然災害による森林の荒廃を防ぐために、森林整備の担い手確保や育成、造林間伐等適切な森林管理を進める必要がある。 ○知床世界自然遺産の保全 世界自然遺産登録地域及び周辺地域の適切な保全は、森林の有する保水能力による減災、防災機能を有することから引き続き関係機関と連携を取りながら、保全とその価値の啓発に努める必要がある。
評 価 指 標	○森林計画書に基づく造林面積 ○知床世界自然遺産地域年次報告書（知床白書）
関 連 す る 既 存 計 画 等	○知床世界自然地域管理計画 ○斜里町環境基本計画 ○斜里町森林計画 ○森林経営計画

体 系	6.二次災害の抑制
	6-1農地・森林等の荒廃による被害の拡大
脆 弱 性 評 価 結 果	6-1-2農地・農業水利施設等の保全管理
	○農地等の保全管理 将来にわたり農地を維持していくため、担い手に対して農地を集積するなど耕作放棄の抑制を推進するとともに、関係機関との連携による農業水利施設の適正な管理、省力化や監視機能の強化、老朽した施設の計画的な整備・更新を図る必要がある。 ○農業用水道の保全管理 ○森林の保全管理 大規模自然災害による山地の荒廃を防止するために、森林の適切な整備保全に取り組む必要がある。
評 価 指 標	○農用地面積 現状（H30）10,700ha ⇒ 目標（R5） 10,700ha ○担い手への農地集積率 現状（H30） 97.6% → 目標（R5） 98.0% ○農業農村整備事業実施地区数 現状（R2） 6地区 → 目標（R6） 7地区
関 連 す る 既 存 計 画 等	○第5次斜里町農業・農村振興計画 ○斜里町農業経営基盤強化に関する基本構想 ○斜里町農業振興地域整備計画 ○斜里町人・農地プラン ○全国森林計画 ○斜里町森林整備計画 ○森林経営計画

体系	7.迅速な・復旧復興等
	7-1災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
脆弱性評価結果	7-1-1災害廃棄物の処理体制の整備
	○災害廃棄物の処理体制の整備 大規模自然災害時の災害廃棄物処理について、多様な災害廃棄物の分別処理のための複数仮置き場の配置がされているなど、処理計画の策定が必要である。。 ○廃棄物処理施設の整備 大規模自然災害時においても迅速かつ適正な処理が行われるよう計画的な施設管理、整備を行う必要がある。
評価指標	○災害廃棄物処理計画の策定
関連する既存計画等	○一般廃棄物処理基本計画

体系	7.迅速な・復旧復興等
	7-1災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
脆弱性評価結果	7-1-2地籍調査の実施
	○地籍調査の実施 斜里町の地籍調査は、国立公園区域（字岩宇別、字ルシャ）及び富士、真鯉の一部を残し完了しているが、点検見直し作業が必要である。
評価指標	
関連する既存計画等	

体系	7.迅速な・復旧復興等
	7-2復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
脆弱性評価結果	7-2-1災害対応に不可欠な建設業との連携
	○建設会社の技術力向上 町と建設業協会において、「災害時における応急対策の協力に関する協定」を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保等の応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。 また、復旧・復興を迅速に進めていくためには、町職員の技術力向上と共に、重要な担い手である建設業の技術力向上が必要不可欠であるため、両者が役割を十分に発揮できるように、技術向上に向けた取り組みを推進する必要がある。 ○建設会社の担い手確保 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。
評価指標	
関連する既存計画等	

体系	7.迅速な・復旧復興等
	7-2復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
脆弱性評価結果	7-2-2行政職員等の活用促進
	○技術職員による応援体制 「斜里町地域防災計画」及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」ほか、道内外自治体との相互支援協定等において、自治体職員による相互応援体制は確立されている。
評価指標	○各自治体との災害時相互応援協定締結数
関連する既存計画等	○斜里町地域防災計画 ○災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 ○環境自治体会議災害支援協定 ○岩手県住田町との災害時における相互応援に関する協定

